

平成28年参議院議員通常選挙における1票の較差

事実の概要

本件は、平成28年7月10日に施行された参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という）について、東京都選挙区ほか20選挙区の選挙人であるXらが、参議院議員の議員定数配分規定は憲法に違反し無効であり、これに基づいて施行された本件選挙も無効であると主張して提起した、選挙無効訴訟である。

近年の参議院議員通常選挙では、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差が5.00倍であった平成22年選挙について、平成24年大法廷判決（最大判平24・10・17民集66巻10号3357頁）が違憲状態判断を下しており、その後4選挙区で議員定数

を4増4減する公職選挙法改正を経て実施された平成25年選挙（選挙区間の最大較差4.77倍）についても、平成26年大法廷判決（最大判平26・11・26民集68巻9号1363頁）が違憲状態判断を下していた。

上記両判決を受けて、平成27年の公職選挙法改正では、投票価値の不均衡を是正すべく、3選挙区の定数を2人ずつ減員し、5選挙区の定数を2人ずつ増員するとともに、鳥取県と島根県、徳島県と高知県をそれぞれ合区して定数2人の選挙区とするなどの対策がとられた。この結果、本件選挙当時の選挙区間の最大較差は3.08倍であった。

[最大判平29・9・27 LEX/DB文献番号25448924]

争点

本件選挙当時の選挙区間における投票価値の不均衡は、憲法に違反するか。

裁判所の判断

平成27年の公職選挙法改正は、「従前の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、人口の少ない選挙区について、参議院の創設以来初めての合区を行うことにより、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするものであり、これによって平成25年選挙当時まで数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は2.97倍（本件選挙当時は3.08倍）にまで縮小するに至った」、「同改正は……平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができる」。また、同改正法の附則は、「次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定めており、これによって、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方針性と立法府の決意が示されるとともに、再び上記のような大きな較差を生じさせることのないよう配慮されている」。「以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、……選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできない。」

解説

本判決の誤解には少々注意を要する。第一に、平成26年大法廷判決が最大較差4.77倍を違憲状態としたのに対し、本判決は最大較差3.08倍を合憲としたが、これをもって「4倍以下は合憲」といった基準が示されたと読むべきではない。本判決は、合憲判断の理由として、平成27年改正法が都

道府県を各選挙区の単位とする仕組みの見直しに踏み切った点を重視した。とすれば、仮に当該仕組みが全面的に維持されていたならば、3.08倍の最大較差が違憲と判断された可能性もあるだろう。第二に、本判決の結論は合憲だが、それは上記仕組みの見直しとして「4県2合区」で十分だという意味ではない。本判決は、同法の附則において、次回選挙までに選挙制度の「抜本的な見直し」について「必ず結論を得る」と規定された点も、合憲判断の理由として挙げている。そのため、次回選挙までに抜本的な見直しが実現しなければ、今度は違憲判決もありうるだろう。このように、本判決は、選挙制度の更なる見直しを強く促すものとして読まれるべきである。

では、具体的にどのような見直しをすべきか。すぐに考えつくのは、合区の対象を拡大するという方法である。しかし、人口の多い地域では都道府県単位の選挙区を維持しつつ、人口の少ない地域だけ合区するとなると、「地方軽視」との批判が噴出するだろう（実際、本件選挙においても、合区された地域ではこのような批判の声が聞かれた）。この点、国会議員は「全国民の代表」であるから、どの地域から選出されたかは重要でないという意見もある。しかし、国会議員が「全国民の代表」であるというのは、規範論としては正しいが、事実論としては必ずしも正しくない。実際の選挙では、候補者は「地元のために」と演説するし、当選後も次回の選挙を睨んで地元の利益を追求しがちである。そのような状況を前提にした場合、人口の少ない地域の住民にだけ、事実上の「県代表」の選挙を認めないという制度は、民意を「公正」かつ「効果的」に反映するものといえるのだろうか。こうした問題についても、今後十分な議論がなされることを期待したい。

（ほりぐち・ごろう）

平成26年12月26日

参議院議長 山崎正昭 殿

選挙制度協議会座長
伊達忠一

選挙制度協議会報告書

本協議会は、選挙制度の改革に関する検討会の下、「参議院選挙制度改革」について協議を行った。その協議結果を、別紙のとおり報告する。

選挙制度協議会報告書

I 本協議会の経緯

「選挙制度協議会」（以下「協議会」という。）は、平成25年9月12日に山崎議長の下で開催された「選挙制度の改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）において設置が決定された。

また、同月19日の第2回検討会において、山崎議長は、協議会の座長に、脇雅史君（自民）を指名した。

協議会は平成25年9月から平成26年12月にかけて、31回にわたり開催された。

平成25年9月27日の第1回協議会では、原則として毎週金曜日を定例日とするなど、協議会の運営について協議が行われた。

10月に開催された3回の協議会では、参議院選挙制度改革のこれまでの経緯や定数訴訟判決の概要、諸外国の選挙制度等について、事務局及び国立国会図書館から説明を聴取した。

11月の協議会では、5人の参考人から意見を聴取した。

平成26年1月の協議会では、平成25年参議院議員通常選挙に係る定数訴訟高裁判決の概要について、事務局から説明を聴取した。

2月から4月の協議会では、8人の参考人から意見を聴取した。

4月25日の協議会では、脇前座長から「参議院選挙制度の見直しについて（選挙制度協議会座長案）」が示され、5月30日及び6月26日の協議会において各会派から同案に対する検討結果を聴取した。また、6月26日の協議会では、脇前座長から同案の別案として「選挙区見直し試案」が提示された。

その後、7月9日の協議会では「平成24年最高裁判決を踏まえた較差の許容範囲の解釈」について、7月25日の協議会では「ブロック選挙区制」及び「2県合区制」について、8月18日の協議会では「選挙区域調整案」（人口少數県に隣接県の一部を編入する新たな選挙区制）について、9月2日の協議会では「奇数配当区を含む都道府県選挙区案」について、それぞれ協議を行った。

9月11日の協議会では、脇前座長から「調整案」が示された。

その後、脇前座長の辞任を受け、10月22日の検討会において、山崎議長は、新たに協議会の座長として、伊達忠一君（自民）を指名した。

10月31日の協議会では調整案について各会派から検討結果を聴取するとともに、同日及び11月14日の協議会では新たに提出された改革案について、その提出会派から説明を聴取した。

11月21日の協議会では、「自民案」に関する検討結果を含めた意見集約に向けた議論が行われたものの、各会派の意見が一致しないことから、それまでの議論を踏まえ、検討会への報告書の取りまとめに入ることとした。

11月28日の協議会では、同月26日に出された平成26年参議院定数訴訟最高裁判決について事務局から報告を聴取し、同判決を重く受け止め、平成24年改正公職選挙法の附則に基づき、平成28年に行われる次回通常選挙までに抜本的な選挙制度の見直しについて検討を進め、結論を得ることを確認したほか、協議会における意見集約及び報告書の取りまとめについて協議を行った。

その上で、12月26日の協議会において、本報告書が了承された。

II 協議会における主な議論

協議会における参考人の意見陳述及び協議会委員による議論等の概要は次のとおりである。

1 参考人による意見陳述の概要

政策研究大学院大学教授の竹中治堅参考人からは、参議院が非常に強い権限を持っているからこそ、その議員の選出に当たっては平等原則と多数決原則を徹底すべきであるとして、参議院の選挙制度を抜本的に改革し、総議員につき地域ブロック別の大選挙区制を導入することの提案があった。

駒澤大学法学部教授の大山礼子参考人からは、第二院の独自性を打ち出すために地方代表議員や間接選挙といった制度を導入するには参議院の権限の強さが問題となることや、参議院の権限を現状どおりとするならば人口比例原則をより厳格に適用すべきとの指摘の

ほか、議員定数の在り方、選挙運動の自由化、女性議員に係るクオータ制導入についても検討すべきとの見解が示された。

一橋大学大学院法学研究科教授の只野雅人参考人からは、憲法の規範的要請を踏まえれば相当程度の投票価値の平等が不可欠であり、そのためには選挙区の広域化を考えざるを得ないことや、現行憲法下の国会制度は二大政党の合意形成が難しいため、ある程度連立を組みやすい仕組みとすることで「ねじれ」を緩和することも期待できるとの指摘があった。

京都大学大学院法学研究科教授の大石眞参考人からは、選挙制度は両院の組織原理と権限関係の観点から選択する必要があるが、現行憲法の枠内では選挙制度により参議院に独自性を持たせるには限界があること、最高裁の判例を前提とすると都道府県単位の選挙区を維持することは困難であること、最初から定数削減を行う前提で議論すべきではないこと等の指摘があった。

筑波大学大学院人文社会科学研究科教授の岩崎美紀子参考人からは、二院制議会の意義は、第一院と第二院が異なる代表原則に基づき社会からの代表者を選出することにより、代表性が多元化されることであるとの指摘がなされた上で、参議院の代表原則を地域代表とし、その旨を憲法で明記することの提案があった。

伊藤塾塾長・弁護士の伊藤真参考人からは、憲法において選挙制度は国会の裁量に委ねられているが、どのような選挙制度にする場合にあっても憲法の要請に従い人口比例を原則としなければならないとした上で、参議院の選挙制度については比例代表を基にしたものが望ましいのではないかとの意見が示された。

慶應義塾大学法学部教授の小林良彰参考人からは、参議院には政策形成に係る人材確保・育成と重要課題を自由に議論する場としての役割が期待されるとの見解が示された。また、選挙制度については、都道府県単位の選挙区の意義や、定数較差の基準として人口や有権者ではなく投票数を用いるべきとの意見が示された上で、こうした考え方を踏まえた選挙制度改革案が提案された。

日本経済新聞社政治部編集委員兼論説委員の大石格参考人からは、

まずは較差是正に焦点を絞り、2倍以内を目指すべきとの指摘のほか、合区制導入の場合は特定県に係る例外措置ではなく一定数の県を対象とした一般原則とすべき、ブロック制導入の場合は全国比例を廃して一本化し、個人名投票とすべきとの意見が示された。また、選挙運動規定見直しの必要性に係る指摘もあった。

毎日新聞論説委員の与良正男参考人からは、選挙制度改革を国の在り方の問題と捉え、憲法に参議院を地方代表の府と規定するなど地方分権を先取りするような改革を行うことや、選挙制度とともに参議院の役割や権限を見直すこと、衆参両院の選挙制度改革を一体的に議論すること等の必要性が指摘された。

読売新聞東京本社論説委員の遠藤弦参考人からは、選挙制度改革では、民意の集約を図ること、投票価値の平等を絶対視しないこと、定数削減を切り離すことが必要と指摘され、全国比例への一本化やブロック制への懸念、合区導入時の基本的指針の必要性が示されたほか、参議院の権限を見直すべきとの指摘もあった。

産経新聞社論説委員の榎原智参考人からは、合区の導入は検討に値することや、衆参両院の選挙制度の整合性を図ること、定数削減や人口減少社会に合わせた定数の在り方を検討することの必要性等の指摘があったほか、憲法改正による直接選挙と間接選挙の併用制導入、有権者の票数や議員の持つ表決権の見直しといった新たな観点も含めた検討を行うことの提案があった。

奈良県知事の荒井正吾参考人からは、二院制における参議院の役割とそれを具体化するための方策等が示された。また、選挙制度に関し、都道府県単位の選挙区を堅持すべきとの立場や、参議院の選挙制度の性格を考慮すれば衆議院の選挙に比して投票価値の平等への譲歩を求め得るとの見解が示されたほか、較差是正策として、選挙区選挙における奇数区や連記制の導入が提案された。

青森県知事の三村申吾参考人からは、参議院の意義等を踏まえれば選挙区選挙の地域代表的性格を変更する必要は無く、その性格を維持する場合、選挙区の単位として都道府県以上に意味あるものを見出すことは困難であるとの見解が示された上で、較差是正策とし

て、奇数区の設定も考え得る旨の発言があった。

2 脇前座長による案の提示

4月25日の協議会では、それまでの協議会における議論を受け、脇前座長から「参議院選挙制度の見直しについて（選挙制度協議会座長案）」が示された。

同案の基本的な考え方として以下の6項目が挙げられた。

1. 現行憲法の下で考える。
2. 参議院として、できるだけ多様な人材を確保できる制度を目指す。
 - 選挙区と全国比例区の二本立ては維持する。
 - 全国比例区に順位をつける選択を可能とする。
3. 地域代表としての都道府県選挙区はできるだけ尊重する。
4. 定数は現行通りとする。
5. 較差は2倍以内に抑える。
6. 標準人口（総人口を改選定数で割った数）の3分の2以下の県は、隣接する県と合区する。
合区は2県までとする。

同案の具体的な内容は、選挙区については議員一人当たり人口の標準値に基づき22府県を対象に11合区を設けた上で定数配分を行う（最大較差1.833倍）とともに、比例代表選挙については非拘束名簿式としつつ、政党が希望する場合、候補者名簿に順位を記載することを可能とするものである。

脇前座長からは、各会派において同案を検討し賛否を示すとともに、反対の場合はその理由を明確にした上で対案を示すことを求める旨の発言があった。

なお、5月30日の協議会において合区の内容について見直しを行うべきとの指摘があったことを受け、6月26日の協議会では、脇前座長から、同案に加え、別案として合区の内容につき若干の見直しを行った「選挙区見直し試案」（20府県を対象に10合区を設置。最大較差1.927倍）が提示された。

また、同26日の協議会では、脇前座長から、最高裁判決にのつとり許容される較差に関する議論のたたき台として、参議院議員の選挙に都道府県議会議員の選挙区設定の考え方を応用し、人口が標準数の2分の1未満の県について合区することを内容とする以下の案が示された。

平成24年最高裁判決に基づく選挙制度の検討について

5月30日の選挙制度協議会では、選挙制度の見直しに当たり、平成24年10月の最高裁判決にのっとり検討を行うことが改めて確認された。しかし、その場合にあっても、最高裁判決で許容される較差について明示的な基準が示されているわけではないことから、どのような内容の較差は正であれば許容されるか、今後協議会の場で議論を深める必要がある。

この点について検討するための材料として、以下の議論のたたき台を提示したい。下記のたたき台の考え方に基づく較差は正が許容されるかを含め、最高裁判決に照らし、どのような内容の較差は正であれば許容されるか、次回の選挙制度協議会までに各会派において検討願いたい。

公職選挙法は、都道府県の議会の議員の選挙区について、各選挙区の人口が議員一人当たり人口の半数以上になるようにしなければならず、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする旨を規定している。

そこで、参議院議員の選挙においても上述の都道府県議会議員の選挙区設定の考え方を応用し、人口が標準数の2分の1未満の県について、隣接する一の都府県と合区した選挙区とする案を検討する。

各選挙区の改選定数は、人口が標準数の2分の1から3分の2に当たる選挙区については改選定数を1とし、その他の選挙区については、当該選挙区の人口が、標準数の整数倍の3分の2から3分の4に当たることとなる改選定数のうち最小のものとすることを基本とする。

なお、各選挙区の改選定数の合計が現行の選挙区選出議員の改選定数と同様となるよう、較差の是正の趣旨と現行定数を踏まえて所要の調整を行うこととする。

こうした見直しを行うと、選挙区間の最大較差は2.4倍程度になることが想定される。

9月11日の協議会では、それまでの協議会において提示された各会派の意向も踏まえ、脇前座長から取りまとめの案として「調整案」が提示された。その内容は、選挙区については議員一人当たり人口の標準値に基づき10県を対象に5合区を設けた上で定数配分を行う（最大較差2.481倍）ものであり、比例代表選挙については現行の制度を維持することとしている。

脇前座長からは、各会派において同案を検討し、対応を決定するとともに、別案があれば提出願いたい旨の発言があった。

3 協議会委員による議論の概要

（1）協議会における検討の前提について【第20回協議会（5月30日）】

平成24年10月の最高裁判決にのっとり検討を行うこと、及び、協議会では選挙制度と議員定数の議論を切り離し、選挙制度の見直しに重点を置くとの趣旨から、議員定数については現行定数を念頭に置き協議することにつき、各会派了承した。

（2）選挙制度の枠組について【第21回協議会（6月26日）】

脇前座長から、協議会における議論は、まずは全国比例代表選挙の制度を維持することを前提としてよいか諮ったところ、一部反対する会派がみられたものの、賛成する会派が多数であった。なお、反対する会派の中にも、全国比例かブロック比例かは別にして比例を維持するということであれば賛同できるとするものもあった。

なお、非拘束名簿式比例代表制に対し、政党が希望する場合、候補者名簿に順位を記載することを可能とする制度を導入することについては、9月までの協議会においては積極的に推奨する意見はなかった。

（3）一票の較差について【第22回協議会（7月9日）】

平成24年10月の最高裁判決が認める較差については、明確に最大較差を2倍以内に抑制することを命じているとまでは読み取れないとする会派や、最大較差を2倍以内に抑えるべきではあるが、努力した結果ということであれば、2倍を多少超えることはやむを得ないとする会派があった。ただ、会派の多数は2倍を超える最大較差は許容されないとした。また、6月26日付たたき台で示

された最大較差（試算による較差約2.4倍、理論的較差2.66倍）は許容される範囲内と考えるか、との議論では、許容されるとする会派がある一方で、許容されないとする会派が多数を占めた。

（4）選挙区設定方法について

①ブロック選挙区制【第23回協議会（7月25日）】

ブロック選挙区制については、大幅な較差是正を図ることができること、多様な民意の反映が可能となること、一部の県のみを対象とする合区制と異なり全国的な措置であることから公平性が確保されること等が主張された一方で、現行の全国単位の比例代表選挙が果たす職能代表等の多様な人材を選出する役割と都道府県選挙区が果たす地域代表的性格を有する議員を選出する役割の双方に鑑み中途半端なものになりかねないこと、衆議院比例代表選挙のブロック選挙区を基にする場合は参議院の独自性を損ないかねないこと、より政党色の強い選挙となりかねないこと等の指摘もあった。

②2県合区制【第23回協議会（7月25日）】

2県合区制については、都道府県単位の選挙区をできる限り維持しつつ較差是正を行うための方向性としてやむを得ないとする見解がある一方で、較差是正の負担を合区対象となる一部の県に強い結果となること、具体的な合区の組合せの決定方法をルール化しにくいこと、今後の人口変動により合区の見直しが必要となり制度の安定性に欠けること等の指摘もあった。

③選挙区域調整案【第24回協議会（8月18日）】

いわゆる「選挙区域調整案」（人口少数県に隣接県の一部を編入する新たな選挙区制）については、編入の対象となる地域の決定方法に係る課題や、編入対象地域における不公平感、頻繁な選挙区調整の必要性が生じかねない上に、そのような調整が繰り返された場合には都道府県の区域と選挙区域が大幅に乖離するおそれがあること等を考慮すると、方向性として受け入れがたいとの意見で一致した。

④奇数配当区を含む都道府県選挙区案【第25回協議会（9月2日）】

奇数配当区を含む都道府県選挙区案については、各回選挙にお

ける投票機会の平等が失われることとなり憲法上の疑義が生じかねない等の懸念が示されるとともに、院の構成が地域的に偏るおそれがあること、制度導入時に混乱が予想されること、制度導入後の定数是正が困難であること等の課題が指摘された。

以上の各項目に関する各会派の見解は以下のとおりである。

参議院選挙制度に関する選挙制度協議会の議論について(案)

1. これまでの合意事項

- (1) 現行憲法下で検討を行う。
- (2) 現行定数を念頭に置き検討を行う。
- (3) 平成24年10月の最高裁判決にのっとり検討を行う。

2. 個別項目に対する各会派の見解

- (1) 全国比例の制度を維持するか【第21回協議会(6月26日)】

自民	民主	公明	みんな	維結	共産	社民	改革	次代	生活
○	○	×	×	○	×	○	○	○	○

- (2) 最高裁判決にのっとり許容される較差【第22回協議会(7月9日)】

① 2倍を超える最大較差は許容されるか。

自民	民主	公明	みんな	維結	共産	社民	改革	次代	生活
○	△	×	×	×	×	×	△	×	△

② 6月26日付たたき台で示された最大較差（試算による較差約2.4倍、理論的較差2.66倍）は許容される範囲内と考えるか。

自民	民主	公明	みんな	維結	共産	社民	改革	次代	生活
○	×	×	×	×	×	×	△	×	△

- (3) 選挙区設定について

① ブロック選挙区制【第23回協議会(7月25日)】

自民	民主	公明	みんな	維結	共産	社民	改革	次代	生活
×	×	○	○	○	○	○	×	○	×

② 2県合区制【第23回協議会(7月25日)】

自民	民主	公明	みんな	維結	共産	社民	改革	次代	生活
△	△	△*	△	×	×	×	○	×	○

※座長当初案

③ 選挙区域調整案（人口少数県に隣接県の一部を編入する新たな選挙区制）【第24回協議会(8月18日)】

自民	民主	公明	みんな	維結	共産	社民	改革	次代	生活
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

④ 奇数配当区を含む都道府県選挙区案【第25回協議会(9月2日)】

自民	民主	公明	みんな	維結	共産	社民	改革	次代	生活
×	△	×	×	×	×	×	△	×	×

4 各会派の検討結果

2及び3を踏まえた各会派の検討結果や提示された改革案の概要は以下のとおりである（第28回協議会（平成26年11月14日）時点）。

類型	会派	案のポイント
全国比例 + 都道府県選挙区 都道府県の堅持 あるいは 一部の選挙区を 合区又は 奇数区 とする	脇前 座長案 [4/25] [6/26]	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県選挙区制(合区含む)十全国比例代表制 ※選挙区は、議員一人当たり人口の標準値に基づき、 ①22府県で合区(11合区)し、定数配分。一票の較差は最大1,833倍(平22国勢調査人口) ②20府県で合区(10合区)し、定数配分。一票の較差は最大1,927倍 ● 比例代表選挙については非拘束名簿式とするが、政党が希望する場合、候補者名簿に順位を記載することを可能とする(同一順位可)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県選挙区制(合区含む)十全国比例代表制 ※選挙区は、議員一人当たり人口の標準値に基づき、 10県で合区(5合区)し、定数配分。一票の較差は最大2,481倍(平22国勢調査人口) ● 比例代表選挙については現行の制度を維持することとする
	自民	<ul style="list-style-type: none"> ● 現存の広域地方自治体である都道府県を単位とする選挙区を極力尊重する ● 全国比例代表の存在を維持する ● 較差5.00倍が違憲状態とされている平成24年最高裁判決を踏まえて較差是正を目指す。また、将来的には、投票者数による議員定数配分も選択肢の一つとして考えられる ● 平成28年参院選に向けては現行憲法で対応しつつ、近い将来の憲法改正を掲げ、全ての都道府県が3年改選ごとに少なくとも定数1を確保し、全国比例代表とともに参議院を構成するよう明記することを目指す ● 党内には「議員一人当たり人口最大の兵庫県の県域を一部、人口最少の鳥取県に合区することで、較差を3.88倍に是正」という意見がある
		<ul style="list-style-type: none"> ● 選挙区6増6減による較差是正を行う。一票の較差は最大4.31倍 ● 若干の2県合区を行い較差を是正する [例]合区(鳥取・島根)で2減、兵庫に2増又は定数2削減(一票の較差は最大3.60倍又は3.66倍) ● 希望政党には比例名簿に順位を付けることも可とする ● 選挙区6増6減に加えて若干の2県合区を行い較差を是正する [例]6増6減と合区(鳥取・島根合区で2減、福岡に2増又は定数2削減)(一票の較差は最大3.23倍又は3.32倍) ● 希望政党には比例名簿に順位を付けることも可とする
		<ul style="list-style-type: none"> ● 脇前座長当初案(4月25日提示)を基本とするが、神奈川県選挙区の改選定数を1減し、改選定数の多い東京都選挙区を区部及び島嶼部(改選定数4)と多摩地域(改選定数2)に分区する ● 一票の較差は最大1,891倍(平22国勢調査人口) ● 比例代表選挙は、現行の非拘束名簿式を維持するが、選挙区選挙と比例代表選挙の定数の割合を現行と同じにする観点から、改選定数を1減する ● 定数は4削減される(選挙区144、比例代表94、総定数238)
	改革	<ul style="list-style-type: none"> ● 座長案を基本とするが、合区についてはさらに慎重に検討する(特に、現行定数4の選挙区と、定数2の選挙区の合区については慎重に進める必要がある) ● 定数は現行どおりとする(選挙区146、比例代表96、総定数242) ● 都道府県選挙区制十全国比例代表制
		<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県選挙区の定数は奇数配分を可能とする(6年1人区導入案) ● 一票の較差は最大1,893倍(平22国勢調査人口) ● 定数は現行どおりとする(選挙区146、比例代表96、総定数242)
	生活	(基本的な考え方) <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県選挙区と全国比例を併用する現行制度を基本とする座長案の方向性は良い ● 近い将来における有権者数の減少を見通せば合区を考えておくことはやむを得ない ● 参議院議員と有権者との結びつきの強さに鑑み、有権者の支援を背景に、政党政治を念頭に置きつつも、参議院議員は自立して自らの判断で活動すべき ● 以上を踏まえ、合区の組合せについては、さらに精查し、議論を重ねる必要がある
		<ul style="list-style-type: none"> ● 11ブロック選挙区の大選挙区制十(従来の)全国比例代表制 ● 一票の較差は最大1,136倍(平22国勢調査人口) ● 定数を1割削減する(選挙区132、比例代表86、総定数218)
全国比例 + ブロック 選挙区	維新 次代	<ul style="list-style-type: none"> ● 11ブロック選挙区における個人名投票の選挙十全国比例代表制(非拘束名簿式) ※ブロック選挙区の定数は都道府県数を加味 ● 一票の較差は最大1,433倍(平22国勢調査人口) ● 定数は現行どおりとする(選挙区146、比例代表96、総定数242)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 総議員につき、11ブロック選挙区の大選挙区制とする(全国比例代表制は廃止) ● 一票の較差は最大1,132倍(平22国勢調査人口) ● 定数を削減する(総定数200)
	社民	<ul style="list-style-type: none"> ● 総議員につき、11ブロック選挙区における非拘束名簿式比例代表制の選挙を行う ※議席配分の流れは以下のとおり <ol style="list-style-type: none"> ①各政党の得票を全国で合算集計し各政党に議席配分 ②政党ごとに①で獲得した議席を各ブロック選挙区における得票数に基づき配分 ● 全国ベースで政党別に議席配分するため、一人一票の実現 ● 制度の見直しを行う際に確実に定数削減を実施していくことも極めて重要
ブロック 選挙区	公明 みんな	(基本的な考え方) <ul style="list-style-type: none"> ● 今回の選挙制度改革の根幹は較差是正であり、定数削減は行わず較差是正を実現する ● 新制度は得票数を議席に正確に反映させる比例代表を中心とした制度とすべき ● 西岡元議長の提示した当初の案は、総定数を削減せず、比例代表制(ブロック毎)によって較差是正を実現しようとするもので、これをたたき台として議論すべき
		<ul style="list-style-type: none"> ● 共産

5 意見集約に向けた議論

これまでの議論を踏まえ、「自民案」（第28回協議会（11月14日）提出）に対する検討結果を含めた意見集約を図るための協議において出された主な意見は以下のとおりである。

◇民主 本協議会は選挙制度の抜本改革のために議論をスタートさせた。また、一票の較差の許容範囲は2倍以内であり、2倍以内に抑えようと努力したが結果として2倍を超ってしまう場合も許容されるだろうと議論してきた。よって、一票の較差が3倍ないし4倍台となる案は、許容範囲を大きく上回り、抜本改革に値しない。

また、具体的な合区の対象県が明確に示せないようであれば、それは案とは言えないと考えている。

比例代表制に関し、政党が希望する場合、候補者名簿に順位を記載することを可とすることについては、脇前座長が撤回されたものであり、基本的に反対である。

◇公明 現行憲法下での司法の要請として一票の較差は2倍以内を目指すべきと考える。我が会派はブロック制を主張しているが、何増何減プラス合区による較差是正という考え方には、較差是正の方法としてあり得ると思う。

また、平成25年通常選挙に対する定数訴訟に係る最高裁判決を注視し、司法の要請に応えるとともに、参議院としてこれまでの議論を踏まえ、抜本改革へ向け合意形成に更に努めたい。

◇維新 最高裁判決を重く受け止め、「4増4減」の改正を内容とする平成24年改正公職選挙法の附則に平成28年通常選挙は抜本改革を行った上で臨むこととされていること、最高裁判決で都道府県の枠組みにとらわれないとされたことを踏まえるならば、一票の較差が4倍、3倍を超える案には賛同できない。一票の較差は2倍以内に収めるべきである。

◇共産 最高裁判決を踏まえつつ、一票の較差を是正し、国民の声を正確に反映する選挙制度にするべき。抜本改正である限り較差は2倍以内に収めるべきである。何増何減という従来のやり

方では一票の較差の是正は困難であり、到底許容できるものではない。3倍以上の案は抜本改革に値しないと考える。

◇社民 本協議会におけるこれまでの議論では、最高裁判決を踏まえて較差は2倍以内とすることが大筋の合意であったと思う。較差が3倍以上の案では、選挙後に訴訟となることが容易に想像できる。またこの案は「4増4減」の改正公職選挙法の附則に規定した抜本改革に値しない。加えて複数の考え方を提示している会派はどのように集約するつもりなのか理解し難く、大変遺憾である。

◇改革 一会派から3案が提示されているが、これは一本化を図るべきではないか。また、平成25年通常選挙に対する定数訴訟に係る最高裁判決を踏まえて更に議論することを要望する。今後の展望が見える形で進めていく必要がある。

◇生活 都道府県単位の選挙区選挙と比例代表選挙の組合せによる選挙制度がよい。また、選挙区については、一票の較差の是正のためには、合区もやむを得ないと考えている。現時点では脇前座長が提示した調整案を推奨したい。同案はどのような基準で合区を進めるか明確である。一方、合区案でもそうした基準が示されていないものは問題がある。

◇自民 比例代表制に関し、政党が希望する場合、候補者名簿に順位を記載することを可能とする制度については、参議院創設以来初めての2県合区を行う場合には、対象県にとって身を切る改革となることに鑑み、導入が必要ではないか。

また、平成24年最高裁判決からは、必ずしも最大較差を2倍以内とすることを要請しているとは読み取れない。加えて、同判決では都道府県単位の選挙区に関し、「単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず」とされているが、何増何減の手法を尽くすことは較差是正の効果がある。さらに、合区案を選択肢として示したことは抜本的改革と言える。

なお、脇前座長が示した案における合区は、組合せの客観性がはつきりせず、あまりにも地方に大きな影響を与えるものであり、現実性が問われる。さらに、各会派からは、多数の合区

を設ける案、ブロック単位の選挙区を設ける案等が出されており、かなり隔たりがあると感じている。協議会の報告書をまとめて検討会に提出し、政党間協議等を行う中で一本化の努力を進めていくべきである。

協議会で議論を交わしたもののは会派間の意見になお隔たりがあつたことを受け、伊達座長から、本協議会として年内に結論を出す必要があることにも鑑み、本協議会の検討の状況に加え、各会派から示された改革案を併記する形で報告書を作成したい旨の発言があつた。併せて伊達座長から、報告書の取りまとめまでに、各会派間で意見集約の努力を願いたい旨の発言があつた。

III 各会派から示された選挙制度改革案

協議会において各会派から示された改革案は以下のとおりである。

参議院自民党選挙制度改革案

- 参議院が担ってきた地域代表的な使命を重視する観点から、とりわけ地方での人口減少が著しい今日、現存の広域地方自治体である都道府県を単位とする選挙区を極力尊重する。
- 高度な専門性や見識を備えた人材を参議院に迎えるための全国比例代表の存在を維持する。
- 較差 5.00 倍が違憲状態とされている 24 年最高裁判決(22 年選挙)を踏まえて、較差是正を目指す。
また、将来的には、投票者数による議員定数配分も選択肢の一つとして考えられる。
- 28 年参議院選挙に向けては現行憲法で対応しつつ、近い将来の憲法改正を掲げ、すべての都道府県が 3 年改選ごとに少なくとも定数 1 を確保し、全国比例代表とともに参議院を構成するよう明記することを目指す。
- なお、自民党内には「議員 1 人当たり人口最大の兵庫県の県域を一部、人口最少の鳥取県に合区することで、較差を 3.88 倍に是正」という意見がある。

(1案・・・選挙区 6 増 6 減による較差是正)

兵庫、北海道、東京に定数各 2 (6 年ごと。以下同じ。) の 6 増を行い、長野、宮城、新潟の定数各 2 の 6 減を行う。

較差 福岡：鳥取 4.31 倍

(2案・・・合区による較差是正)

参議院創設以来はじめて若干の 2 県合区を行い較差を是正する。対象県には、身を切る改革となることにかんがみ、希望する政党には比例名簿順位を付けることも可とする。

【例示】

合区（鳥取・島根）で 2 減。兵庫に 2 増または定数 2 削減

較差 北海道：高知 3.60 倍（兵庫 2 増の場合）
兵庫：高知 3.66 倍（定数 2 削減の場合）

(3案・・・選挙区 6 増 6 減と合区による較差是正)

兵庫、北海道、東京に定数各 2 の 6 増を行い、長野、宮城、新潟の定数各 2 の 6 減を行う。

加えて、参議院創設以来はじめて若干の 2 県合区を行い較差を是正する。対象県には、身を切る改革となることにかんがみ、希望する政党には比例名簿順位を付けることも可とする。

【例示】

6 増 6 減と合区（鳥取・島根合区で 2 減。福岡に 2 増または定数 2 削減）

較差 愛知：高知 3.23 倍（福岡 2 増の場合）
福岡：高知 3.32 倍（定数 2 削減の場合）

参議院選挙制度改革案

平成26年10月31日
民主党・新緑風会

参議院議員の選挙制度改革については、平成28年の選挙に向けて、いわゆる「一票の較差」を是正することが喫緊の課題であり、現在の議論の発端となっている。選挙制度協議会においては、9月11日に座長から最大較差2.481倍の調整案が示されたが、これまでの議論で一票の較差は2倍以内が望ましいとする会派が大多数であったことなどから、民主党・新緑風会は、4月25日に提示された座長当初案を基本とした修正案を提案する。

◆座長当初案に対する民主党修正案

- ・選挙区選挙において、神奈川県の改選定数を1名削減する。改選定数の多い東京都については区部及び島嶼部と多摩地域に分區し改選定数は4：2とする。
- ・全国単位の比例代表選挙については現行の非拘束名簿式比例代表制を維持するが、選挙区選挙と比例代表選挙の定数の割合を現行制度と同じにする観点から、改選定数を1名削減する。
- ・上記の修正を加えた結果、総定数は4名削減され238（選挙区：144　比例代表：94）となり、一票の較差は最大1.891倍となる。

座長当初案に対する民主党修正案

選挙区	平成22年 国勢調査人口	各選挙区の 改選定数	改選議員 一人あたり人口	最小選挙区 との較差
北海道	5,506,419	3	1,835,473	1.534
青森	1,373,339	1	1,373,339	1.148
岩手・秋田	2,416,144	2	1,208,072	1.010
宮城・山形	3,517,089	2	1,758,545	1.470
福島	2,029,064	1	2,029,064	1.696
茨城	2,969,770	2	1,484,885	1.241
栃木	2,007,683	1	2,007,683	1.678
群馬	2,008,068	1	2,008,068	1.678
埼玉	7,194,556	4	1,798,639	1.503
千葉	6,216,289	3	2,072,096	1.732
神奈川	9,048,331	4	2,262,083	1.891
東京(区部・島嶼部)	8,973,510	4	2,243,378	1.875
東京(多摩地域)	4,185,878	2	2,092,939	1.749
山梨・長野	3,015,524	2	1,507,762	1.260
新潟・富山	3,467,697	2	1,733,849	1.449
石川・福井	1,976,102	1	1,976,102	1.652
岐阜	2,080,773	1	2,080,773	1.739
静岡	3,765,007	2	1,882,504	1.573
愛知	7,410,719	4	1,852,680	1.548
三重	1,854,724	1	1,854,724	1.550
滋賀	1,410,777	1	1,410,777	1.179
京都	2,636,092	2	1,318,046	1.102
大阪・和歌山	9,867,443	5	1,973,489	1.649
兵庫	5,588,133	3	1,862,711	1.557
奈良	1,400,728	1	1,400,728	1.171
鳥取・島根	1,306,064	1	1,306,064	1.092
岡山	1,945,276	1	1,945,276	1.626
広島	2,860,750	2	1,430,375	1.195
山口	1,451,338	1	1,451,338	1.213
徳島・高知	1,549,947	1	1,549,947	1.295
香川・愛媛	2,427,335	2	1,213,668	1.014
福岡・佐賀	5,921,756	3	1,973,919	1.650
長崎	1,426,779	1	1,426,779	1.192
熊本	1,817,426	1	1,817,426	1.519
大分	1,196,529	1	1,196,529	1.000
宮崎・鹿児島	2,841,475	2	1,420,738	1.187
沖縄	1,392,818	1	1,392,818	1.164
	128,057,352	72		

参議院選挙制度の見直しに当たっての公明党の基本的な考え方

1 一票の較差は2倍以内に抑える。

⇒現行憲法の下で考える。(投票価値の平等)

2 全国比例区は廃止し、11ブロックの大選挙区制とする。(別紙)

⇒少数代表機能を強める(多様な意見の再編)とともに、地域特性にも配慮。

⇒一部の県のみの合区ではない公平性の確保。

⇒大選挙区制による衆議院との差別化。

⇒定数を削減する。(242→200)

3 各会派との合意形成に努め、次期参院選は抜本的に見直した新たな選挙制度で臨む。

11ブロック大選挙区制(案)

- 全国比例区は廃止
- 定数は242から200へ削減

11ブロック(衆議院比例代表選挙のブロック)

ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉
南関東	千葉、神奈川、山梨
東京都	東京
北陸信越	新潟、富山、石川、福井、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

ブロック	平成22年 国勢調査人口 確定値	配当基数	配当議員数	改選議員数	較差
近畿	20,903,173	32.647	32	16	1.074
南関東	16,127,695	25.188	26	13	1.020
東海	15,111,223	23.601	24	12	1.035
九州	14,596,783	22.797	24	12	1.000
北関東	14,180,077	22.146	22	11	1.060
東京	13,159,388	20.552	20	10	1.082
東北	9,335,636	14.580	14	7	1.096
北陸信越	7,596,248	11.864	12	6	1.041
中国	7,563,428	11.813	12	6	1.036
北海道	5,506,419	8.600	8	4	1.132
四国	3,977,282	6.212	6	3	1.090
合計	128,057,352		200	100	

(注)配当基数とは、総定数を各ブロックの人口に応じ按分するためのものであり、
次の算式により求められる。

$$\text{配当基数} = \text{当該ブロックの人口} \div (\text{総人口} \div \text{総定数})$$

※最大剩余法により配当議員数を決定

参議院選挙制度の見直しに関する選挙制度協議会座長案に対する見解

2014年5月30日 みんなの党

1. みんなの党は、1票の格差を2倍以内に抑えれば良いという考えに組みすることはできず、一人一票を完全に実現しうる制度の構築を目指すべきという考えに変わりはない。
2. 全政党の中で、一票の格差を根絶する案は「全国集計による議席配分を11ブロック選挙区における非拘束名簿式で配分する完全比例代表制」というみんなの党の案のみであり、引き続きみんなの党は本案の実現に向けて主張を行っていく。
3. また、民主党・自民党以外のすべての政党は「11ブロック選挙区」を提唱しており、「最大公約数的」に取りまとめるのであれば、少なくともまずは「11ブロック選挙区」を前提とした選挙制度の構築を目指すべきであると考える。
4. 加えて、定数削減について多くの政党が程度の差はあれ提案しているところであり、制度の見直しを行う際に確実に削減を実現していくことも極めて重要である。
5. 座長案については、まずは策定のご努力に敬意を表するところであるが上記の観点に加えて、以下の個別の点において問題があり、不十分な内容であると考える。
 - (1) 選挙区選出議員の選挙において、人口の少ない県を隣接する一の都府県と合区する場合、どの都府県と合区するのかについての明確な基準がないため、恣意性が排除されていない。例えば、隣接する都府県の中で、一番人口の多い都府県と合区するといったような明確な合区基準が必要と考える。
 - (2) 比例代表選出議員の選挙について、現在の非拘束名簿式を改める理由が明確でなく、現行方式を維持すべきと考える。
 - (3) 定数削減が全く実現されていない。

以上

参議院選挙制度について

平成 26 年 6 月 26 日

日本維新の会・結いの党

参議院選挙制度調査会

あるべき参議院選挙制度について、下記の通り提案する。

1、選挙制度は、従来の「比例代表制」と「11 ブロック大選挙区制」とする。

2、議員定数を一割(比例代表 10、ブロック選挙区 14、合計 24)削減し、

比例代表 86 名、ブロック選挙区 132 名の、計 218 名とする。

ブロック間の一票の最大格差は1.136倍となる。

ブロック選挙区の議員定数配分は別紙の通りとする。

以上

ブロックで定数14削減

ブロック制を採用した場合の配当議員数・較差(11ブロック／定数132)

11ブロック(衆議院比例代表選挙のブロック)

ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉
南関東	千葉、神奈川、山梨
東京都	東京
北陸信越	新潟、富山、石川、福井、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

ブロック	平成22年 国勢調査人口	配当基數	配当議員数	較差
近畿	20,903,173	21.547	22	1.035
南関東	16,127,695	16.624	16	1.098
東海	15,111,223	15.576	16	1.029
九州	14,596,783	15.046	14	1.136
北関東	14,180,077	14.617	14	1.104
東京	13,159,388	13.565	14	1.024
東北	9,335,636	9.623	10	1.017
北陸信越	7,596,248	7.830	8	1.035
中国	7,563,428	7.796	8	1.030
北海道	5,506,419	5.676	6	1.000
四国	3,977,282	4.100	4	1.083
合計	128,057,352		132	

(注)配当基數とは、総定数を各ブロックの人口に応じ按分するためのものであり、

次の算式により求められる。

$$\text{配当基數} = \text{当該ブロックの人口} \div (\text{総人口} \div \text{総定数})$$

参議院選挙制度改革にあたっての基本的考え方

2014年6月26日 日本共産党

- 1、今回の選挙制度改革の根幹は、1票の較差是正であり、議員定数の削減は行わず較差是正を実現する。
- 2、選挙制度を考える上で最も重要なことは、多様な民意を正確に議席に反映させることであり、この基本からいって新制度は、得票数を議席に正確に反映させる比例代表を中心とした制度とすべきである。

西岡元議長の提示した当初の案は、総定数を削減せず、比例代表制(ブロック毎)によって較差是正を実現しようとするもので、これをたたき台として議論すべきである。

以上

2014年5月30日

参議院選挙制度改革案

社会民主党

現行の参議院選挙制度については、選挙区間における「一票の較差」の是正など国民の意思を適正に反映する選挙制度の実現を図るため、以下のように改革することを提案する。

1. 全国単一の比例代表選挙と選挙区選挙の現行制度は維持する。

また、投票方式は、従来どおり比例代表は全国単位の非拘束名簿式、選挙区は個人名投票とする。

2. 上記選挙における定数は現行どおりとする。

3. 3年ごとの半数改選制は維持する。

4. 選挙区間の「投票価値の平等」を実現するため、選挙区は従来の各都道府県単位を全国11ブロック単位とする。

なお、ブロック選挙区の定数配分は人口比例で別表のとおりとする。

【別表】 ブロック選挙区の定数配分

広域ブロック	2010年国勢調査人口（確定値）	定数（人）		配当基數	整数	調整	一議席当たりの人口	最小選挙区との格差
		現行	再配分後					
北海道	5,506,419	4	6	6.278	6		917,737	1.384
東北	9,335,636	16	12	10.644	10	2	777,970	1.174
北関東	14,180,077	14	16	16.167	16		886,255	1.337
東京	13,159,388	10	14	15.003	14		939,956	1.418
南関東	16,127,695	14	18	18.387	18		895,983	1.352
北信越	7,596,248	14	10	8.661	8	2	759,625	1.146
東海	15,111,223	16	16	17.229	16		944,451	1.425
近畿	20,903,173	20	22	23.832	22		950,144	1.433
中国	7,563,428	12	10	8.623	8	2	756,343	1.141
四国	3,977,282	8	6	4.535	4	2	662,880	1.000
九州	14,596,783	18	16	16.642	16		912,299	1.376
合計	128,057,352	146	146		138	8		

※ 都道府県最低定数2を配分。ただし、四国は定数8とした場合、較差が2倍を超えるため、定数は6とする。

※ 配当基數=ブロック人口÷（人口合計÷定数146）

【改革案の補足説明】

1. 「国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤である」から、選挙制度は論理的には「全国単一の比例代表選挙」が望ましい。二院制の下にあって衆議院の選挙制度が小選挙区制を基本にしている現状を考慮すれば尚更である。

しかし、長年にわたり選挙区選挙と比例代表選挙が二本立てで実施され国民に定着していることを踏まえ、社民党としては、上記の観点を重視しつつ、選挙区間の「一票の較差是正」を中心とした参議院選挙制度改革案を提案する。

2. 4項目のうち、ここでは2. の「定数」及び4. の「選挙区」について考え方を述べる。

① 定数問題について

昨年の参議院選挙区選挙について「違憲又は違憲状態」とする高裁判決が相次いでおり、秋口にも最高裁判決が出される公算が大である。すなわち、早急に参議院が主体的に「一票の較差是正」を行うことが求められている。したがって、各政党間で意見が不一致の定数問題を較差是正に絡ませて選挙制度改革の論議を混乱させるべきではない。この点からも社民党は、定数は現行どおりとすべきと考える。

なお、日本の国会議員定数は、先進諸国（OECD34か国）の中でも州議会制を取る米国を除き最も少ない現状にある（資料参照）ことも参考に、国会機能の強化・拡充、国会への多様な民意の反映等をいかに図るかの観点で論議すべきものと考える。

② 選挙区の広域化について

都道府県を単位とする選挙区制度の下で「一票の較差是正」を行おうとすれば、定数を大幅に増やす以外にないことは明らかである。だから最高裁判決が「…都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直し」に言及しているところである。

したがって社民党は、従来の都道府県単位を全国11のブロック単位に改編し、一票の較差を2倍未満に是正する制度改革を提案する。これは、衆議院の比例代表選挙が11ブロックを単位として定着しており、国民に違和感が少ないと、また選挙区間の大幅な較差是正が図れることなどを勘案したものである。

【選挙制度協議会座長案の評価】

① 4月25日、座長から「参議院選挙制度見直しに当たっての基本的考え方」として、以下の6項目が提示された。

1. 現行憲法の下で考える。

2. 参議院として、できるだけ多様な人材を確保できる制度を目指す。

⇒地方区と全国比例区の二本立ては維持する。

⇒全国比例区に順位をつける選択を可能とする。

3. 地域代表としての都道府県選挙区はできるだけ尊重する。

4. 定数は現行どおりとする。

5. 較差は2倍以内に抑える。

⇒標準人口（175万人） [以下、略]

6. 標準人口の2／3以下の県は、隣接する県と合区する。

合区は2県までとする。

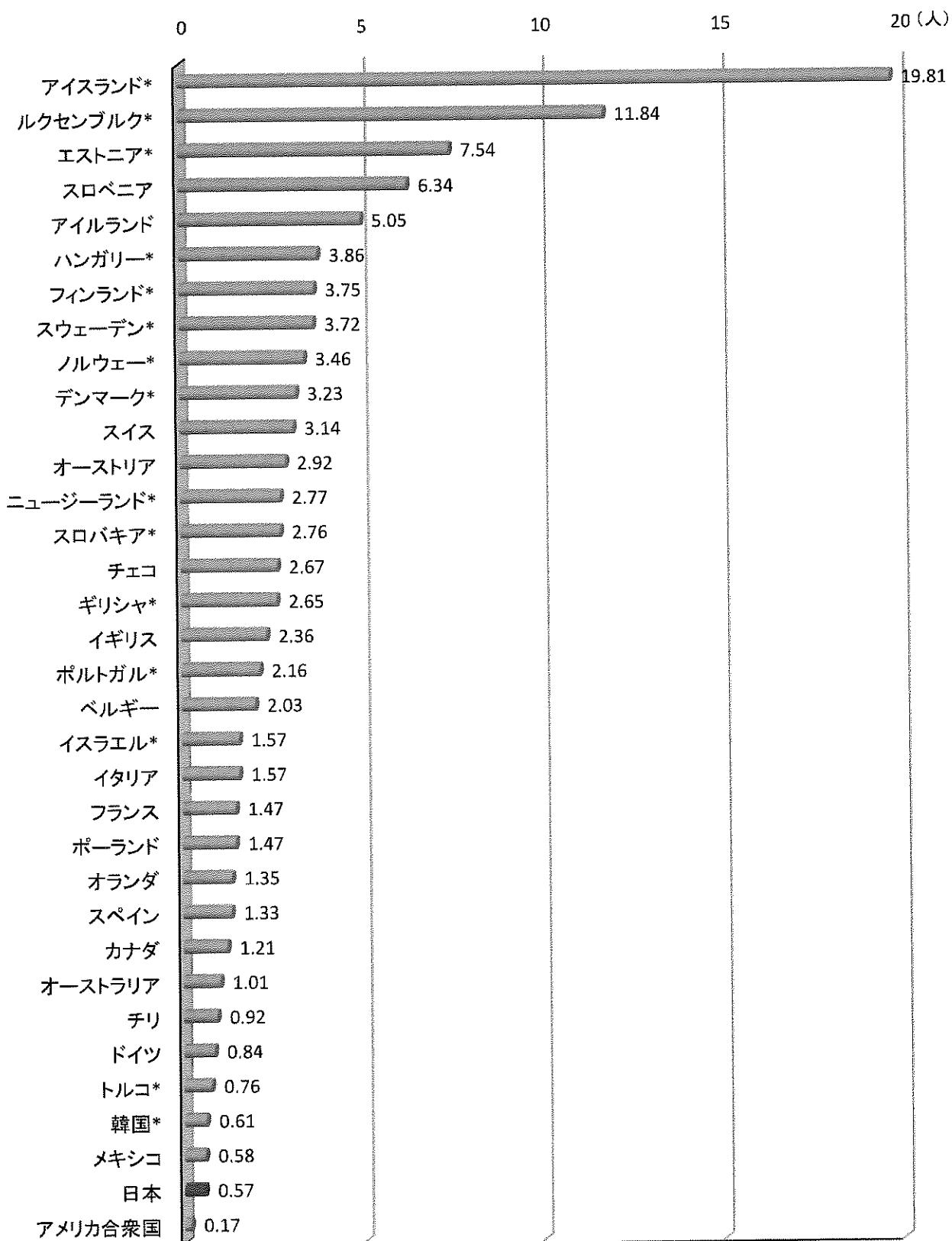
② 社民党としては、上記の1. 2. 4. 及び5. については同意である。

3. については趣旨は賛成だが、選挙区をブロックに広げる提案をしている。

よって6. には賛成できない。

なお、合区案では、人口の少ない県からは議員を出せないとして理解が得がたく、また歴史的文化的つながりが考慮されず、さらには人口変動によって組み替えが必要であり制度としての安定性に欠けるなど、問題点が多いと思われる。

図1 OECD加盟国における人口10万人当たりの総議員定数比較



(注)OECD加盟34か国中、一院制を採用する15か国*の一院及び二院制を採用する19か国の両院の議員定数を比較した。ただし、イギリス上院には正式な定数はないため、実際の議員数を定数として扱った。また、イタリア上院の定数には非公選議員を、ドイツ下院及びニュージーランド議会の定数には選挙における議席計算の過程で発生した超過議席を含む。

(出典)Inter-Parliamentary Union, *World Directory of Parliaments 2011*; 各国議会ウェブサイト; Statistics Division of the Department of Economic and Social Affairs of United Nations, *Population and Vital Statistics Report, Statistical Papers, Series A, Vol. LXIV*, Date available as of 1 January 2012.を基に筆者作成。

(政治議会課 桐原 康栄)

参議院選挙制度改革について

平成26年5月30日
改革・無所属の会

1. 基本的な考え方

- ・都道府県単位をベースとした選挙区選挙制と非拘束名簿式比例代表制の併用とする。
- ・定数は現行のままとする。(3:2維持)
- ・選挙区選挙における議員一人あたりの人口格差はおおむね2倍以内とする。

2. 選挙区制度の考え方

案の1

脇座長案を基本とする。ただし、合区についてはさらに慎重に検討する(特に、現行定数4の選挙区と、定数2の選挙区に合区については慎重に進める必要がある。)

案の2

都道府県単位を維持し、定数については、奇数配分を可能とする。(6年1人区導入案)

「都道府県単位を維持し、定数については奇数配分を可能とする案」

(6年1人区導入案)について

(1) 考え方

選挙区の区域は、「基本的な考え方」の一項目のとおり都道府県単位を維持する。しかし、「基本的な考え方」の三項目にあるとおり較差の是正を図る必要もある。

そこで、これらの考え方を両立するため、各選挙区の定数について、従来の偶数配分に限定することなく、奇数配分を可能とすることとする。これにより、最大較差は、1.893倍に抑えることができる（別紙1）。

配分された定数が奇数の選挙区については、各回選挙における改選定数が変動することとなる。

一方で、憲法第46条は「参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。」と規定していることから、各回選挙における選挙区選出議員の改選定数の合計が一致するよう、調整を行うこととする（調整の一例として「別紙2」を提示する。）。

なお、定数1人となる選挙区の有権者は、選挙区選出議員の選挙の投票は6年に一度行うのみとなるが、比例代表選出議員の選挙の投票は、他の選挙区と同様に3年ごとに行うことができるため最小の投票機会は保証され、都道府県単位を維持する場合この案が最も妥当と考える。

確かに課題もある。本案については、特に定数1人となる選挙区の有権者が、「選挙区選出議員の選挙における投票機会」と「居住する県の地域を単位とする選挙区の維持」のいずれを重視するかを考慮する必要があると考えられるほか、制度が複雑化することに伴う有権者への周知の必要性や今度の改正に及ぼす影響についても検討課題となるであろう。

しかし、有権者のまとまりとしてのエリアとした場合都道府県単位は有益である。都道府県単位の選挙区は、衆議院議員の選挙における小選挙区及び11ブロック選挙区とは異なる選挙区設定となっており、これを維持することは、参議院の独自性発揮にも資すると考えられる。

(2) 改革案の位置付け

本改革案は、最高裁判所の判決を受けた、短期的な対応策と位置付けられる。

長期的には、衆議院の選挙制度の抜本的な見直しに合わせ、両院の役割とそれを踏まえた選挙制度の検討を行うことが必要である。

都道府県選挙区を維持した場合の選挙区定数（奇数区を含む）

都道府県選挙区	平成22年国勢調査人口確定値	配当議員数	最小選挙区との較差	現在の配分定数	要調整数
東京	13,159,388	13	1.864	10	+3
神奈川	9,048,331	9	1.852	8	+1
大阪	8,865,245	9	1.814	8	+1
愛知	7,410,719	8	1.706	6	+2
埼玉	7,194,556	7	1.893	6	+1
千葉	6,216,289	7	1.635	6	+1
兵庫	5,588,133	6	1.715	4	+2
北海道	5,506,419	6	1.690	4	+2
福岡	5,071,968	5	1.868	4	+1
静岡	3,765,007	4	1.733	4	
茨城	2,969,770	3	1.823	4	-1
広島	2,860,750	3	1.756	4	-1
京都	2,636,092	3	1.618	4	-1
新潟	2,374,450	3	1.458	4	-1
宮城	2,348,165	3	1.441	4	-1
長野	2,152,449	3	1.321	4	-1
岐阜	2,080,773	3	1.277	2	+1
福島	2,029,064	2	1.868	2	
群馬	2,008,068	2	1.849	2	
栃木	2,007,683	2	1.849	2	
岡山	1,945,276	2	1.791	2	
三重	1,854,724	2	1.708	2	
熊本	1,817,426	2	1.674	2	
鹿児島	1,706,242	2	1.571	2	
山口	1,451,338	2	1.336	2	
愛媛	1,431,493	2	1.318	2	
長崎	1,426,779	2	1.314	2	
滋賀	1,410,777	2	1.299	2	
奈良	1,400,728	2	1.290	2	
沖縄	1,392,818	2	1.283	2	
青森	1,373,339	2	1.265	2	
岩手	1,330,147	2	1.225	2	
大分	1,196,529	2	1.102	2	
石川	1,169,788	2	1.077	2	
山形	1,168,924	2	1.076	2	
宮崎	1,135,233	2	1.045	2	
富山	1,093,247	2	1.007	2	
秋田	1,085,997	2	1.000	2	
和歌山	1,002,198	1	1.846	2	-1
香川	995,842	1	1.834	2	-1
山梨	863,075	1	1.589	2	-1
佐賀	849,788	1	1.565	2	-1
福井	806,314	1	1.485	2	-1
徳島	785,491	1	1.447	2	-1
高知	764,456	1	1.408	2	-1
島根	717,397	1	1.321	2	-1
鳥取	588,667	1	1.084	2	-1
合計	128,057,352	146		146	

都道府県選挙区を維持 「6年1人区導入案」（奇数区配分例）

都道府県選挙区	平成22年国勢調査人口確定値	配当議員数	各回改選定数(例) 裏表で当選人数は変わる	
			(A)	(B)
北海道	5,506,419	6	3	3
青森	1,373,339	2	1	1
岩手	1,330,147	2	1	1
宮城	2,348,165	3	2	1
秋田	1,085,997	2	1	1
山形	1,168,924	2	1	1
福島	2,029,064	2	1	1
茨城	2,969,770	3	1	2
栃木	2,007,683	2	1	1
群馬	2,008,068	2	1	1
埼玉	7,194,556	7	3	4
千葉	6,216,289	7	4	3
東京	13,159,388	13	7	6
神奈川	9,048,331	9	4	5
新潟	2,374,450	3	2	1
富山	1,093,247	2	1	1
石川	1,169,788	2	1	1
福井	806,314	1	0	1
山梨	863,075	1	1	0
長野	2,152,449	3	1	2
岐阜	2,080,773	3	2	1
静岡	3,765,007	4	2	2
愛知	7,410,719	8	4	4
三重	1,854,724	2	1	1
滋賀	1,410,777	2	1	1
京都	2,636,092	3	1	2
大阪	8,865,245	9	5	4
兵庫	5,588,133	6	3	3
奈良	1,400,728	2	1	1
和歌山	1,002,198	1	0	1
鳥取	588,667	1	0	1
島根	717,397	1	1	0
岡山	1,945,276	2	1	1
広島	2,860,750	3	1	2
山口	1,451,338	2	1	1
徳島	785,491	1	1	0
香川	995,842	1	1	0
愛媛	1,431,493	2	1	1
高知	764,456	1	0	1
福岡	5,071,968	5	3	2
佐賀	849,788	1	0	1
長崎	1,426,779	2	1	1
熊本	1,817,426	2	1	1
大分	1,196,529	2	1	1
宮崎	1,135,233	2	1	1
鹿児島	1,706,242	2	1	1
沖縄	1,392,818	2	1	1
合計	128,057,352	146	73	73

平22.25参院選都道府県別有効投票数の平均値に基づく標準数(平均有効投票数÷改選定数)

選挙区	平22.25 参院選 都道府県別 有効投票数 平均値	座長案 における 配当 議員数	3分の2~ 3分の4に 該当する 改選定数	都道府県別有効投票数平均値の「標準数×改選定数」に対する比率							
				改選定数1	改選定数2	改選定数3	改選定数4	改選定数5	改選定数6	改選定数7	改選定数8
	平均有効投票数÷73×8										6,871,641
										(6,108,125)	
東京	5,867,787	6	6,7…11	7,685	3,843	2,562	1,921	1,537	1,281↑	1,098	0,854
	平均有効投票数÷73×7									5,344,610	
										(5,090,104)	
	平均有効投票数÷73×6								↑	4,581,094	
大阪・和歌山	4,247,542	5	4,5,6,7,8	5,563	2,782	1,854	1,391	1,113	0,927	0,795	0,618↓
								(4,072,083)			(4,072,083)
神奈川	3,912,932	5	4,5,6,7	5,125	2,562	1,708	1,281↑	1,025	0,854	0,732	0,569
	平均有効投票数÷73×5							3,817,578			↓
										(3,563,073)	
愛知	3,096,356	4	4,5,6	4,055	2,028	1,352	1,014	0,811	0,676	0,579	0,451
埼玉	3,059,582	4	4,5,6	4,007	2,004	1,336	1,002	0,801	0,668↓	0,572	0,445
	平均有効投票数÷73×4							(3,054,063)	3,054,063		(3,054,063)
北海道	2,582,283	3	3,4,5	3,382	1,691	1,127↑	0,846	0,676↓	0,564	0,483	0,376
								(2,545,052)			
千葉	2,523,119	3	3,4	3,305	1,652	1,102	0,826	0,661	0,551	0,472	0,367
福岡・佐賀	2,456,374	3	3,4	3,217	1,609	1,072	0,804	0,643	0,536	0,460	0,357
兵庫	2,329,325	3	3,4	3,051	1,525	1,017	0,763	0,610	0,508	0,436	0,339
	平均有効投票数÷73×3							2,290,547			
								(2,036,042)	(2,036,042)		
静岡	1,623,510	2	2,3	2,126	1,063↑	0,709	0,532	0,425	0,354	0,304	0,236
新潟・富山	1,611,245	2	2,3	2,110	1,055	0,703	0,528	0,422	0,352	0,301	0,234
宮城・山形	1,551,699	2	2,3	2,032	1,016	0,677↓	0,508	0,406	0,339	0,290	0,226
	平均有効投票数÷73×2							1,527,031	(1,527,031)		
山梨・長野	1,453,881	2	2	1,904	0,952	0,635	0,476	0,381	0,317	0,272	0,212
富崎・鹿児島	1,226,003	2	2	1,606	0,803	0,535	0,401	0,321	0,268	0,229	0,178
茨城	1,224,051	2	2	1,603	0,802	0,534	0,401	0,321	0,267	0,229	0,178
岩手・秋田	1,175,507	2	2	1,540	0,770	0,513	0,385	0,308	0,257	0,220	0,171
広島	1,165,614	2	2	1,527	0,763	0,509	0,382	0,305	0,254	0,218	0,170
京都	1,074,251	2	2	1,407	0,703	0,469	0,352	0,281	0,234	0,201	0,156
香川・愛媛	1,051,856	2	2	1,378	0,689↓	0,459	0,344	0,276	0,230	0,197	0,153
				(1,018,021)	(1,018,021)						
福島	923,930	1	1	1,210	0,605	0,403	0,303	0,242	0,202	0,173	0,134
岐阜	909,691	1	1	1,191	0,596	0,397	0,298	0,238	0,199	0,170	0,132
石川・福井	897,938	1	1	1,176	0,588	0,392	0,294	0,235	0,196	0,168	0,131
三重	865,374	1	1	1,133	0,567	0,378	0,283	0,227	0,189	0,162	0,126
群馬	864,680	1	1	1,132	0,566	0,377	0,283	0,226	0,189	0,162	0,126
栃木	840,291	1	1	1,101	0,550	0,367	0,275	0,220	0,183	0,157	0,122
熊本	817,054	1	1	1,070	0,535	0,357	0,268	0,214	0,178	0,153	0,119
岡山	807,142	1	1	1,057	0,529	0,352	0,264	0,211	0,176	0,151	0,117
	平均有効投票数÷73×1			763,516							
鳥取・島根	678,923	1	1	0,889	0,445	0,296	0,222	0,178	0,148	0,127	0,099
徳島・高知	676,131	1	1	0,886	0,443	0,295	0,221	0,177	0,148	0,127	0,098
長崎	656,550	1	1	0,860	0,430	0,287	0,215	0,172	0,143	0,123	0,096
山口	651,425	1	1	0,853	0,427	0,284	0,213	0,171	0,142	0,122	0,095
奈良	626,747	1	1	0,629	0,314	0,210	0,157	0,126	0,105	0,090	0,070
滋賀	612,984	1	1	0,803	0,401	0,268	0,201	0,161	0,134	0,115	0,089
青森	561,876	1	1	0,736	0,368	0,245	0,184	0,147	0,123	0,105	0,082
沖縄	559,755	1	1	0,733	0,367	0,244	0,183	0,147	0,122	0,105	0,081
大分	553,246	1	1	0,725↓	0,362	0,242	0,181	0,145	0,121	0,104	0,081
				(509,010)							
合計	55,736,643	73									

平22.25参院選都道府県別有効投票数の平均値に基づく標準数(平均有効投票数÷改選定数)

選挙区	平22.25 参院選 都道府県別 有効投票数 平均値	現行 改選 定数	3分の2～ 3分の4に 該当する 改選定数	都道府県別有効投票数平均値の「標準数×改選定数」に対する比率							
				改選定数1	改選定数2	改選定数3	改選定数4	改選定数5	改選定数6	改選定数7	改選定数8
	平均有効投票数 ÷ 73 × 8										6,871,641
											(6,108,125)
	平均有効投票数 ÷ 73 × 7										5,344,610
東京	5,867,787	5	6,7…11	7,685	3,843	2,562	1,921	1,537	1,281	1,098	0,854
											(5,090,104)
	平均有効投票数 ÷ 73 × 6										4,581,094
											(4,072,083)
神奈川	3,912,932	4	4,5,6,7	5,125	2,562	1,708	1,281↑	1,025	0,854	0,732	0,569
	平均有効投票数 ÷ 73 × 5										3,817,578
大阪	3,787,931	4	4,5,6,7	4,961	2,481	1,654	1,240	0,992	0,827	0,709↓	0,551
											(3,563,073)
愛知	3,096,356	3	4,5,6	4,055	2,028	1,352	1,014	0,811	0,676	0,579	0,451
埼玉	3,059,582	3	4,5,6	4,007	2,004	1,336	1,002	0,801	0,668↓	0,572	0,445
	平均有効投票数 ÷ 73 × 4										(3,054,063)
北海道	2,582,283	2	3,4,5	3,382	1,691	1,127↑	0,846	0,676↓	0,564	0,483	0,376
											(2,545,052)
千葉	2,523,119	3	3,4	3,305	1,652	1,102	0,826	0,661	0,551	0,472	0,367
兵庫	2,329,325	2	3,4	3,051	1,525	1,017	0,763	0,610	0,508	0,436	0,339
	平均有効投票数 ÷ 73 × 3										2,290,547
福岡	2,071,159	2	3,4	2,713	1,356	0,904	0,678↓	0,543	0,452	0,388	0,301
											(2,036,042)
静岡	1,623,510	2	2,3	2,126	1,063↑	0,709↓	0,532	0,425	0,354	0,304	0,236
	平均有効投票数 ÷ 73 × 2										1,527,031
茨城	1,224,051	2	2	1,603	0,802	0,534	0,401	0,321	0,267	0,229	0,178
広島	1,165,614	2	2	1,527	0,763	0,509	0,382	0,305	0,254	0,218	0,170
新潟	1,111,024	2	2	1,455	0,728	0,485	0,364	0,291	0,243	0,208	0,162
京都	1,074,251	2	2	1,407	0,703	0,469	0,352	0,281	0,234	0,201	0,156
長野	1,045,516	2	2	1,369	0,685↓	0,456	0,342	0,274	0,228	0,196	0,152
				(1,018,021)	(1,018,021)						
宮城	966,076	2	1	1,265↑	0,633	0,422	0,316	0,253	0,211	0,181	0,141
福島	923,930	1	1	1,210	0,605	0,403	0,303	0,242	0,202	0,173	0,134
岐阜	909,691	1	1	1,191	0,596	0,397	0,298	0,238	0,199	0,170	0,132
三重	865,374	1	1	1,133	0,567	0,378	0,283	0,227	0,189	0,162	0,126
群馬	864,680	1	1	1,132	0,566	0,377	0,283	0,226	0,189	0,162	0,126
栃木	840,291	1	1	1,101	0,550	0,367	0,275	0,220	0,183	0,157	0,122
熊本	817,054	1	1	1,070	0,535	0,357	0,268	0,214	0,178	0,153	0,119
岡山	807,142	1	1	1,057	0,529	0,352	0,264	0,211	0,176	0,151	0,117
	平均有効投票数 ÷ 73 × 1				763,516						
鹿児島	739,975	1	1	0,969	0,485	0,323	0,242	0,194	0,162	0,138	0,108
長崎	656,550	1	1	0,860	0,430	0,287	0,215	0,172	0,143	0,123	0,096
山口	651,425	1	1	0,853	0,427	0,284	0,213	0,171	0,142	0,122	0,095
岩手	630,628	1	1	0,826	0,413	0,275	0,206	0,165	0,138	0,118	0,092
奈良	626,747	1	1	0,821	0,410	0,274	0,205	0,164	0,137	0,117	0,091
愛媛	613,845	1	1	0,804	0,402	0,268	0,201	0,161	0,134	0,115	0,089
滋賀	612,984	1	1	0,803	0,401	0,268	0,201	0,161	0,134	0,115	0,089
山形	585,623	1	1	0,767	0,384	0,256	0,192	0,153	0,128	0,110	0,085
青森	561,876	1	1	0,736	0,388	0,245	0,184	0,147	0,123	0,105	0,082
沖縄	559,755	1	1	0,733	0,367	0,244	0,183	0,147	0,122	0,105	0,081
大分	553,246	1	1	0,725	0,362	0,242	0,181	0,145	0,121	0,104	0,081
秋田	544,879	1	1	0,714	0,357	0,238	0,178	0,143	0,119	0,102	0,079
石川	522,056	1	1	0,684↓	0,342	0,228	0,171	0,137	0,114	0,098	0,076
				(509,010)							
富山	500,222	1		0,655	0,328	0,218	0,164	0,131	0,109	0,094	0,073
宮崎	486,028	1		0,637	0,318	0,212	0,159	0,127	0,106	0,091	0,071
和歌山	459,611	1		0,602	0,301	0,201	0,150	0,120	0,100	0,086	0,067
香川	438,011	1		0,574	0,287	0,191	0,143	0,115	0,096	0,082	0,064
山梨	408,365	1		0,535	0,287	0,178	0,134	0,107	0,089	0,076	0,059
佐賀	385,216	1		0,505	0,252	0,168	0,126	0,101	0,084	0,072	0,056
島根	385,014	1		0,504	0,252	0,168	0,126	0,101	0,084	0,072	0,056
福井	375,883	1		0,492	0,246	0,164	0,123	0,098	0,082	0,070	0,055
徳島	342,016	1		0,448	0,224	0,149	0,112	0,090	0,075	0,064	0,050
高知	334,115	1		0,438	0,219	0,146	0,109	0,088	0,073	0,063	0,049
鳥取	293,909	1		0,385	0,192	0,128	0,096	0,077	0,064	0,055	0,043
合計	55,736,643	73									

座長案の考え方に基づき参院選有効投票数平均値により試算した議席数

選挙区	平22.25参院選 都道府県別 有効投票数平均値	配当 改選議員数	較差
東京	5,867,787	6	1.860
大阪・和歌山	4,247,542	5	1.615
神奈川	3,912,932	5	1.488
愛知	3,096,356	4	1.472
埼玉	3,059,582	4	1.454
北海道	2,582,283	3	1.637
千葉	2,523,119	3	1.599
福岡・佐賀	2,456,374	3	1.557
兵庫	2,329,325	3	1.476
静岡	1,623,510	2	1.543
新潟・富山	1,611,245	2	1.532
山梨・長野	1,453,881	2	1.382
宮崎・鹿児島	1,226,003	2	1.166
茨城	1,224,051	2	1.164
広島	1,165,614	2	1.108
京都	1,074,251	2	1.021
香川・愛媛	1,051,856	2	1.000
宮城	966,076	1	1.837
福島	923,930	1	1.757
岐阜	909,691	1	1.730
石川・福井	897,938	1	1.707
三重	865,374	1	1.645
群馬	864,680	1	1.644
栃木	840,291	1	1.598
熊本	817,054	1	1.554
岡山	807,142	1	1.535
鳥取・島根	678,923	1	1.291
徳島・高知	676,131	1	1.286
長崎	656,550	1	1.248
山口	651,425	1	1.239
岩手	630,628	1	1.199
奈良	626,747	1	1.192
滋賀	612,984	1	1.166
山形	585,623	1	1.114
青森	561,876	1	1.068
沖縄	559,755	1	1.064
大分	553,246	1	1.052
秋田	544,879	1	1.036
合計	55,736,643	73	

2014年6月26日

選挙制度協議会座長案に対する基本的な考え方

生活の党

1. 選挙制度協議会座長案は、現行憲法の下で考えるものとし、多様な人材を確保するため、都道府県を単位とした選挙区と、全国比例を併用する現行制度を基本とするものであり、この方向性は良いと考えている。
2. 既に日本は人口減少社会に移行しており、近い将来、各選挙区の有権者数が減少、選挙区により大幅な減少が見込まれている。その将来を見通せば、最高裁判決の言及もあり、合区を考えておくことはやむを得ないものとして、選挙制度を設計する必要がある。
3. 参議院は熟慮の府であり、再考の府と言われる所以は、参議院議員は地域の代表、或いは全国の様々な団体の代表として、選挙区や全国団体などを通じて有権者と結びつきが強くあるからである。有権者の支援を背景に、政党政治を念頭におきつつも、参議院議員は自立して、自らの判断で活動すべきである。
4. 以上を踏まえ、合区の組み合わせについては、さらに精査し、議論を重ねる必要があると考える。

以上

協議会配付資料（抜粋）

- 選挙制度協議会名簿（平成26年12月22日）
- 選挙制度協議会の開催経過
- 参議院選挙制度の見直しについて（選挙制度協議会座長案）
（平成26年4月25日）
- 参議院選挙制度の見直しについて（選挙制度協議会座長案）
[選挙区見直し試案]（平成26年6月26日）
- 参議院選挙制度の見直しについて（選挙制度協議会座長案）
[調整案]（平成26年9月11日）
- 参院選に係る定数訴訟の状況

選挙制度協議会

平成26年12月22日

座長	伊達忠一	(自)	50612
	岩城光英	(自)	50318
	岡田直樹	(自)	50807
	足立信也	(民)	50613
	羽田雄一郎	(民)	50818
	西田実仁	(公)	51005
	柴田巧	(維)	50822
	井上哲士	(共)	50321
	中野正志	(次代)	50709
	行田邦子	(元気)	50614
	中西健治	(無ク)	51102
	又市征治	(社民)	50906
	平野達男	(改革)	50706
	谷亮子	(生活)	50804

選挙制度協議会の開催経過

開催日	内容
脇座長	○脇座長から就任の挨拶があった後、協議会の運営と今後の進め方について協議を行った。
	○選挙制度改革のこれまでの経緯について事務局から説明を聴取し、協議を行った。
	○従来の判決概要及び論点の整理について事務局から説明を聴取し、協議を行った。
	○諸外国の選挙制度について国会図書館から説明を聴取し、協議を行った。
	○参考人政策研究大学院大学教授竹中治堅君から意見を聴いた後、協議を行った。
	○参考人駒澤大学法学部教授大山礼子君から意見を聴いた後、協議を行った。
	○参考人一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人君から意見を聴いた後、協議を行った。
	○参考人京都大学大学院法学研究科教授大石眞君から意見を聴いた後、協議を行った。
	○参考人筑波大学大学院人文社会科学研究科教授岩崎美紀子君から意見を聴いた後、協議を行った。
	○平成25年参議院議員定数訴訟高裁判決の概要について、事務局から説明を聴取した。
	○参考人伊藤塾塾長・弁護士伊藤真君から意見を聴いた後、協議を行った。
	○参考人慶應義塾大学法学部教授小林良彰君から意見を聴いた後、協議を行った。
	○参考人日本経済新聞社政治部編集委員兼論説委員大石格君から意見を聴いた後、協議を行った。
	○参考人毎日新聞論説委員与良正男君から意見を聴いた後、協議を行った。
	○参考人読売新聞東京本社論説委員遠藤弦君から意見を聴いた後、協議を行った。
	○参考人産経新聞社論説委員榎原智君から意見を聴いた後、協議を行った。
	○参考人奈良県知事荒井正吾君から意見を聴いた後、協議を行った。
	○参考人青森県知事三村申吾君から意見を聴いた後、協議を行った。

開催日	内容
脇 座 長	○選挙制度の改革について、座長案が示され、各会派は持ち帰り検討することとなった。
	○選挙制度の改革について、各会派から座長案に対する検討結果を聴いた。
	○選挙制度の改革について、座長から座長案「選挙区見直し試案」及び「平成24年最高裁判決に基づく選挙制度の検討について」の説明を聴いた。 ○選挙制度の改革について、各会派から座長案に対する検討結果を聴いた後、協議を行った。
	○選挙制度の改革について、民主党・新緑風会から「参議院選挙制度改革案」の説明を聴いた。 ○平成24年最高裁判決を踏まえた較差の許容範囲の解釈について、各会派から検討結果を聴いた後、協議を行った。
	○「ブロック選挙区」及び「2県合区」について、各会派から検討結果を聴いた後、協議を行った。 ○選挙制度の改革について、自由民主党から「参院選『選挙区域調整案』(仮称)のイメージ」の説明を聴いた。
	○「選挙区域調整案」について、各会派から検討結果を聴いた後、協議を行った。 ○選挙制度の改革について、民主党・新緑風会から「参議院選挙制度改革案」の説明を聴いた。
	○「奇数配当区を含む都道府県選挙区案」及び「都道府県単位を維持し、定数については奇数配分を可能とする案」について、各会派から検討結果を聴いた後、協議を行った。
	○選挙制度の改革について、座長調整案が示され、各会派は持ち帰り検討することとなった。
伊 達 座 長	○「座長調整案」について、各会派から検討結果を聴いた後、協議を行った。 ○選挙制度の改革について、自由民主党から「参議院自民党選挙制度改革案」、民主党・新緑風会から「参議院選挙制度改革案」の説明を聴いた。
	○選挙制度の改革について、自由民主党から「参議院自民党選挙制度改革案」の説明を聴いた後、協議を行った。
	○選挙制度協議会における検討の状況について事務局から説明を聴取し、協議を行った。 ○「参議院自民党選挙制度改革案」に対する検討結果を聞き、本協議会における意見集約について協議を行った。
	○平成26年参議院定数訴訟最高裁判所判決について事務局から報告を聴取した。 ○本協議会における意見集約について協議を行った。 ○「選挙制度協議会報告書」の取りまとめについて協議を行った。
	○「選挙制度協議会報告書」を議長に報告することを決定した。

参議院選挙制度の見直しについて (選挙制度協議会座長案)

平成24年の改正公職選挙法の附則は、平成28年参議院議員通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとすると規定している。

また、平成22年参議院議員通常選挙に係る平成24年最高裁判決は、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態を解消する必要があるとしている。

こうした状況の下、本試案は、これまでの18回にわたる選挙制度協議会の議論を受けて、最大公約数的に座長において取りまとめを行ったものである。

1. 選挙区選出議員の選挙について

上述のように参議院の選挙区選出議員の選挙については、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正が要請されている。その一方で、選挙区選出議員の選挙が、参議院創設以来、長年にわたり都道府県を単位とする選挙区により行われ、選挙区選出議員が地域代表的性格を有してきたことの意義や、地方の意見が国政に反映される選挙制度を構築すべきとの意見も考慮する必要がある。

そこで、選挙区選出議員の選挙の見直しに当たっては、都道府県単位の選挙区を基本としつつ、議員一人当たりの人口の較差を是正するため、人口の少ない県については、隣接する一の都府県と合区することとする。

具体的には、総人口を改選定数(73)で除した数（以下「標準数」という。）を基準とし、以下により見直しを行う。

(1) 選挙区設定の考え方

- (イ) 人口が標準数の3分の2以上の都道府県については、(ロ)により合区する場合を除き、当該都道府県を単位とした選挙区とする。
- (ロ) 人口が標準数の3分の2未満の県については、隣接する一の都府県と合区した選挙区とする。

(2) 各選挙区の改選定数

各選挙区の改選定数は、当該選挙区の人口が、標準数の整数倍の3分の2から3分の4に当たることとなる改選定数のうち最小のものとすることを基本とする。なお、各選挙区の改選定数の合計が現行の選挙区選出議員の改選定数と同様となるよう、最大較差の更なる縮小の観点から所要の調整を行うこととする。

2. 比例代表選出議員の選挙について

比例代表選出議員の定数については現行を維持することとするが、平成12年の公職選挙法改正により導入された非拘束名簿式比例代表制の運用状況に鑑み、比例代表選出議員の選挙について、以下の見直しを行う。

(1) 名簿による立候補の届出

比例代表選出議員の選挙において政党が提出する名簿については、候補者の間における当選人となるべき順位を記載しない。

ただし、政党が希望する場合、候補者の間における当選人となるべき順位を記載することができるとしている。この場合において、政党は、複数の候補者について同一順位とすることができる。

(2) 投票方法

有権者は、現行と同様に、投票用紙に政党名又は名簿に記載された候補者名を記載して投票する。

(3) 当選人の決定方法

(イ) 各政党の当選人の数は、政党の総得票数（政党名の得票と候補者個人の得票を合算したもの）に基づいてドント方式により決定する。

(ロ) 各政党が提出した名簿における当選人となるべき順位は、候補者個人の得票が最も多い者から順次に定められることとし、当該順位に従い、当該政党の当選人の数に相当する数の候補者を当選人とする。

ただし、(1) ただし書により、各政党が提出した名簿に候補者の間における当選人となるべき順位を記載した場合、当該順位に従い、当該政党の当選人の数に相当する数の候補者を当選人とする。この場合において、各政党が提出した名簿において同一順位とされていた候補者に係る当選人となるべき順位は、候補者個人の得票が最も高い者から順次に定められることとする。

合区座長案

(注)表中の数値は以下を示す。

- ・ 黒文字 各選挙区の人口
- ・ 赤文字(丸囲い) 各選挙区の改選定数
- ・ 青文字(括弧内) 合区対象となった各都道府県の人口
【人口は平成22年国勢調査人口確定値(単位:万人)】

北海道 550.6 ③

岩手・秋田 241.6 〔私田〕 108.6	〔岩手〕 133.0
宮城・山形 351.7 〔山形〕 116.9	〔宮城〕 234.8
福島 202.9	
新潟・富山 346.8 〔富山〕 109.3	〔新潟〕 237.4
長野 200.8 〔長野〕 215.2	〔栃木〕 200.8 〔埼玉〕 719.5
石川・福井 197.6 〔石川〕 117.0	〔岐阜〕 208.1 〔山梨〕 86.3
滋賀 141.1 〔福井〕 80.6	〔三重〕 185.5 〔奈良〕 140.1
京都 263.6 〔兵庫〕 558.8	〔大阪〕 88.5 〔大阪・和歌山〕 986.7
鳥取・島根 130.6 〔鳥取〕 71.7	〔高知〕 76.4 〔徳島〕 93.6
山口 145.1 〔広島〕 286.1	〔香川・愛媛〕 242.7 〔高知〕 155.0
大分 119.7 〔熊本〕 181.7	〔鹿児島〕 78.5
福岡・佐賀 592.2 〔佐賀〕 85.0	〔沖縄〕 139.3
長崎 142.7 〔1〕	
	千葉 621.6 〔3〕
	東京 1315.9 〔6〕
	神奈川 904.8 〔5〕
	愛知 741.1 〔4〕
	静岡 365 〔2〕
	三重 185.5 〔1〕
	奈良 140.1 〔1〕
	大阪・和歌山 986.7 〔5〕
	鹿児島 284.1 〔2〕
	沖縄 139.3 〔1〕

【参考資料】

参議院選挙制度の見直しについて(座長案)における選挙区と改選区の基本的考え方

総人口を各回選挙における改選定数(73)で除した数(「標準数」:1,754,210人)を基準とする。

(1) 選挙区設定の考え方

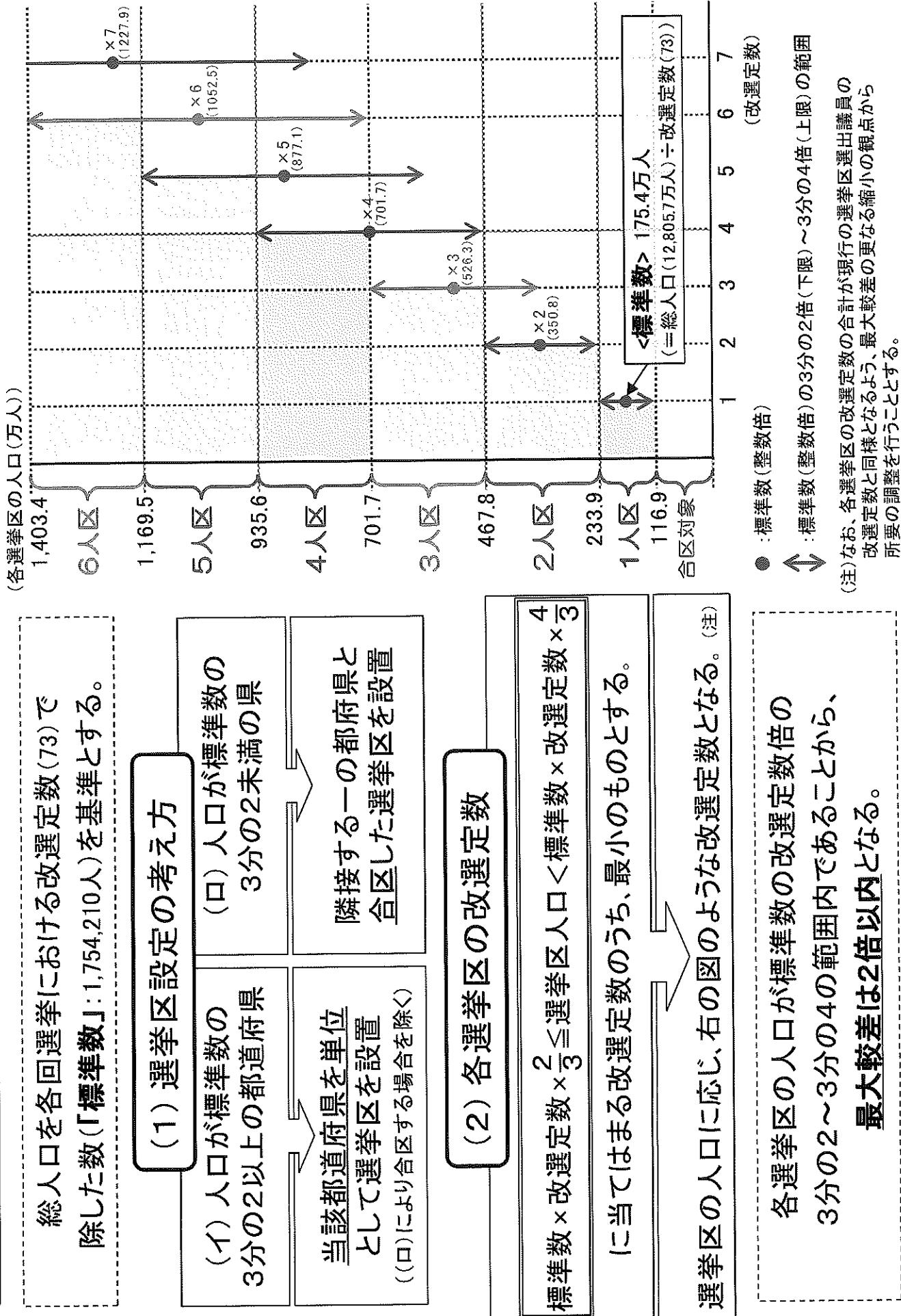
(イ) 人口が標準数の3分の2以上の都道府県	(ロ) 人口が標準数の3分の2未満の県
当該都道府県を単位として選挙区を設置((口)により合区する場合を除く)	隣接する一の都府県と合区した選挙区を設置

(2) 各選挙区の改選定数

$$\text{標準数} \times \frac{2}{3} \leq \text{選挙区人口} < \text{標準数} \times \frac{4}{3}$$

に当たる改選定数のうち、最小のものとする。

選挙区の人口に応じ、右の図のような改選定数となる。(注)



各都道府県人口と標準数（総人口を改選定数（73）で除した数）との関係

(注)矢印は、標準数(総人口を改選定数(73)で除した数)の整数倍の、3分の2倍(下限)～3分の4倍(上限)の範囲を示す。

合区後の各選挙区人口と標準数（総人口を改選定数（73）で除した数）との関係

(注)矢印は、標準数(総人口を改選定数(73)で除した数)の整数倍の、3分の2倍(下限)～3分の4倍(上限)の範囲を示す。

合区座長案

選挙区 〔〕内は現行の改選定数 〔合区の場合には合計数〕	平成22年 国勢調査人口 確定値	各選挙区の 改選定数	改選議員 一人当たり人口 (各選挙区) [A]	[A]/[B]	最小選挙区 との較差
東京 (5)	13,159,388	6	2,193,231	1.250	1.833
大阪・和歌山 (5)	9,867,443	5	1,973,489	1.125	1.649
神奈川 (4)	9,048,331	5	1,809,666	1.032	1.512
愛知 (3)	7,410,719	4	1,852,680	1.056	1.548
埼玉 (3)	7,194,556	4	1,798,639	1.025	1.503
千葉 (3)	6,216,289	3	2,072,096	1.181	1.732
福岡・佐賀 (3)	5,921,756	3	1,973,919	1.125	1.650
兵庫 (2)	5,588,133	3	1,862,711	1.062	1.557
北海道 (2)	5,506,419	3	1,835,473	1.046	1.534
静岡 (2)	3,765,007	2	1,882,504	1.073	1.573
宮城・山形 (3)	3,517,089	2	1,758,545	1.002	1.470
新潟・富山 (3)	3,467,697	2	1,733,849	0.988	1.449
山梨・長野 (3)	3,015,524	2	1,507,762	0.860	1.260
茨城 (2)	2,969,770	2	1,484,885	0.846	1.241
広島 (2)	2,860,750	2	1,430,375	0.815	1.195
宮崎・鹿児島 (2)	2,841,475	2	1,420,738	0.810	1.187
京都 (2)	2,636,092	2	1,318,046	0.751	1.102
香川・愛媛 (2)	2,427,335	2	1,213,668	0.692	1.014
岩手・秋田 (2)	2,416,144	2	1,208,072	0.689	1.010
岐阜 (1)	2,080,773	1	2,080,773	1.186	1.739
福島 (1)	2,029,064	1	2,029,064	1.157	1.696
群馬 (1)	2,008,068	1	2,008,068	1.145	1.678
栃木 (1)	2,007,683	1	2,007,683	1.144	1.678
石川・福井 (2)	1,976,102	1	1,976,102	1.126	1.652
岡山 (1)	1,945,276	1	1,945,276	1.109	1.626
三重 (1)	1,854,724	1	1,854,724	1.057	1.550
熊本 (1)	1,817,426	1	1,817,426	1.036	1.519
徳島・高知 (2)	1,549,947	1	1,549,947	0.884	1.295
山口 (1)	1,451,338	1	1,451,338	0.827	1.213
長崎 (1)	1,426,779	1	1,426,779	0.813	1.192
滋賀 (1)	1,410,777	1	1,410,777	0.804	1.179
奈良 (1)	1,400,728	1	1,400,728	0.798	1.171
沖縄 (1)	1,392,818	1	1,392,818	0.794	1.164
青森 (1)	1,373,339	1	1,373,339	0.783	1.148
鳥取・島根 (2)	1,306,064	1	1,306,064	0.745	1.092
大分 (1)	1,196,529	1	1,196,529	0.682	1.000
合計 (73)	128,057,352	73	改選議員一人当たり人口(全国)[B] 1,754,210		

※[B] = 総人口(128,057,352) ÷ 改選定数(73)

(注1)公職選挙法上の各選挙区の定数は「各選挙区の改選定数」欄にある数値を2倍した数となる。

(注2)各選挙区の改選定数の合計が現行の選挙区選出議員の改選定数と同様となるよう、最大較差の更なる縮小の観点から所要の調整を行い、神奈川県選挙区の改選定数を5としている。

平成26年 6月 26日

参議院選挙制度の見直しについて
(選挙制度協議会座長案)
[選挙区見直し試案]

4月25日の選挙制度協議会で提示した「参議院選挙制度の見直しについて(選挙制度改革座長案)」に関し、5月30日の同協議会において、合区の内容について見直しを行うべきとの指摘があった。

そこで、先般の座長案に加え、合区の内容について若干の見直しを行った試案を提示する。

本試案は、総人口を改選定数(73)で除した数(以下「標準数」という。)を基準とし、人口が標準数の3分の2未満の県について、隣接する一の都府県と合区した選挙区とするという考え方を維持しつつ、合区の一部を以下のとおり組み替えることにより、全体の合区の数を削減するものである。

	座長案(4月25日提示)	本試案
組替対象の合区	岩手・秋田(改選定数2) 宮城・山形(改選定数2) 新潟・富山(改選定数2) 石川・福井(改選定数1)	秋田・山形(改選定数1) 富山・石川(改選定数1) 福井・滋賀(改選定数1)
合区数	11(対象22府県)	10(対象20府県)
最大較差	1.833	1.927

平成26年9月11日

参議院選挙制度の見直しについて
(選挙制度協議会座長案)
〔調整案〕

選挙制度協議会では、4月25日の第19回協議会における「参議院選挙制度の見直しについて(選挙制度協議会座長案)」(以下「座長案」という。)提示以降、各会派から座長案に対する検討結果を聴取するとともに、座長案や各会派において検討されている改革案等の内容を踏まえ、選挙制度の枠組、一票の較差、選挙区設定方法等に関し個別に議題を設定し協議を行ってきた。

去る9月2日の第25回協議会までの間に、懸案となっている考え方については、一通りの議論がなされたものと考えられる。

そこで、本協議会として年内に結論を出す必要があることにも鑑み、これまでの協議会において提示された各会派の意向も踏まえ、座長として取りまとめの案として「調整案」を提示する。

その内容は、協議会における合意事項である、「現行憲法下で検討を行う」、「現行定数を念頭に置き検討を行う」、「平成24年10月の最高裁判決にのっとり検討を行う」の3項目を踏まえるとともに、協議会の議論を受け、以下のとおりとする。

1. 各会派の意見の大勢を踏まえ、選挙制度の現行の枠組である全国単位の比例代表選挙と選挙区選挙の組合せを維持する。
2. 選挙区選挙の見直しに当たっては、4月25日以降の協議会の議論においても較差是正を重視する意見がある一方で、都道府県単位の選挙区の意義を強調する見解が示された状況を考慮しつつ、これまでの協議会における各種の選挙区設定方法等に関する各会派間の議論を踏まえ、引き続き一部の選挙区を合区する考え方を維持することとする。
3. 合区の内容については、4月25日以降の協議会で示された各会派の意見の状況を最大限考慮し、各会派の合意に資するため、その内容について更なる見直しを行うこととする。

具体的には、総人口を改選定数(73)で除した数(以下「標準数」という。)を基準とし、以下により見直しを行う。

(1) 選挙区設定の考え方

- (イ) 人口が標準数の2分の1以上 の都道府県については、(ロ)により合区する場合を除き、当該都道府県を単位とした選挙区とする。
- (ロ) 人口が標準数の2分の1未満の県については、隣接する一の都府県と合区した選挙区とする。

(2) 各選挙区の改選定数

各選挙区の改選定数は、当該選挙区の人口が、標準数の整数倍の2分の1から4分の5に当たることとなる改選定数のうち最小のものとすることを基本とする（したがって、投票価値の理論的最大較差は2.5倍となる。）。

なお、各選挙区の改選定数の合計が現行の選挙区選出議員の改選定数と同様となるよう、較差是正の趣旨と現行定数を踏まえて所要の調整を行うこととする。

4. 全国単位の比例代表選挙については、現行の制度を維持することとする。

合区座長案 [調整案]

(注)表中の数値は以下を示す。

- ・黒文字 各選挙区の人口
 - ・赤文字(丸囲い) 各選挙区の改選定数
 - ・青文字(括弧内) 合区対象となった各都道府県の人口
- 【人口は平成22年国勢調査人口確定値(単位:万人)】

北海道 550.6 ③

長崎 142.7 ①	福岡・佐賀 592.2 ③	鳥取・島根 130.6 ①	兵庫 558.8 ③	京都 263.6 ②	岐阜 208.1 ①	福井 117.0 ①	富山 109.3 ①	新潟 237.4 ②	青森 137.3 ①	秋田 108.6 ①	岩手 133.0 ①	宮城 234.8 ②	福島 202.9 ①						
鹿児島 170.6 ①	沖縄 139.3 ①	愛媛 143.1 ①	香川 99.6 ①	徳島・高知 155.0 ①	和歌山 100.2 ①	三重 185.5 ④	奈良 140.1 ①	大阪 886.5 ④	京都 263.6 ②	滋賀 221.7 〔福井 80.6〕 ②	滋賀 441.1 〔滋賀 80.6〕 ②	長野 215.2 〔長野 71.7〕 ①	群馬 200.8 ①	栃木 200.8 ①	茨城 297.0 ②				
熊本 181.7 ①	大分 119.7 ①	宮崎 113.5 ①	鹿児島 143.1 ①	高知 76.4 〔高知 78.5〕 ①	和歌山 100.2 ①	愛媛 143.1 ①	香川 99.6 ①	徳島・高知 155.0 〔高知 76.4〕 ①	奈良 140.1 ①	大阪 886.5 ④	京都 263.6 ②	滋賀 441.1 〔滋賀 80.6〕 ②	滋賀 221.7 〔滋賀 80.6〕 ②	長野 215.2 〔長野 71.7〕 ①	群馬 200.8 ①	栃木 200.8 ①	茨城 297.0 ②		
千葉 621.6 ③	東京 1315.9 ⑥	埼玉 719.5 ③	山梨 301.6 ②	山形 116.9 ①	宮城 234.8 ②	岩手 133.0 ①	福島 202.9 ①	新潟 237.4 ②	秋田 108.6 ①	青森 137.3 ①	北海道 550.6 ③	福井 117.0 ①	富山 109.3 ①	新潟 237.4 ②	青森 137.3 ①	秋田 108.6 ①	岩手 133.0 ①	宮城 234.8 ②	福島 202.9 ①

各都道府県人口と標準数（総人口を改選定数（73）で除した数）との関係 [調整案]

(注)矢印は、標準数(総人口を改選定数(73)で除した数)の2分の1倍(下限)~4分の5倍(上限)の範囲を示す。

合区後の各選挙区人口と標準数（総人口を改選定数（73）で除した数）との関係 [調整案]

(注)矢印は、標準数(総人口を改選定数(73)で除した数)の2分の1倍(下限)~4分の5倍(上限)の範囲を示す。

合区座長案 [調整案]

選挙区 〔〕内は現行の改選定数 〔合区の場合合計数〕	平成22年 国勢調査人口 確定値	各選挙区の 改選定数	改選議員 一人当たり人口 〔各選挙区〕 [A]	[A]/[B]	最小選挙区 との較差
東京 (5)	13,159,388	6	2,193,231	1.250	2.202
神奈川 (4)	9,048,331	4	2,262,083	1.290	2.272
大阪 (4)	8,865,245	4	2,216,311	1.263	2.226
愛知 (3)	7,410,719	3	2,470,240	1.408	2.481
埼玉 (3)	7,194,556	3	2,398,185	1.367	2.408
千葉 (3)	6,216,289	3	2,072,096	1.181	2.081
福岡・佐賀 (3)	5,921,756	3	1,973,919	1.125	1.982
兵庫 (2)	5,588,133	3	1,862,711	1.062	1.870
北海道 (2)	5,506,419	3	1,835,473	1.046	1.843
静岡 (2)	3,765,007	2	1,882,504	1.073	1.890
山梨・長野 (3)	3,015,524	2	1,507,762	0.860	1.514
茨城 (2)	2,969,770	2	1,484,885	0.846	1.491
広島 (2)	2,860,750	2	1,430,375	0.815	1.436
京都 (2)	2,636,092	2	1,318,046	0.751	1.324
新潟 (2)	2,374,450	2	1,187,225	0.677	1.192
宮城 (2)	2,348,165	2	1,174,083	0.669	1.179
福井・滋賀 (2)	2,217,091	2	1,108,546	0.632	1.113
岐阜 (1)	2,080,773	1	2,080,773	1.186	2.089
福島 (1)	2,029,064	1	2,029,064	1.157	2.038
群馬 (1)	2,008,068	1	2,008,068	1.145	2.016
栃木 (1)	2,007,683	1	2,007,683	1.144	2.016
岡山 (1)	1,945,276	1	1,945,276	1.109	1.953
三重 (1)	1,854,724	1	1,854,724	1.057	1.862
熊本 (1)	1,817,426	1	1,817,426	1.036	1.825
鹿児島 (1)	1,706,242	1	1,706,242	0.973	1.713
徳島・高知 (2)	1,549,947	1	1,549,947	0.884	1.556
山口 (1)	1,451,338	1	1,451,338	0.827	1.457
愛媛 (1)	1,431,493	1	1,431,493	0.816	1.437
長崎 (1)	1,426,779	1	1,426,779	0.813	1.433
奈良 (1)	1,400,728	1	1,400,728	0.798	1.407
沖縄 (1)	1,392,818	1	1,392,818	0.794	1.399
青森 (1)	1,373,339	1	1,373,339	0.783	1.379
岩手 (1)	1,330,147	1	1,330,147	0.758	1.336
鳥取・島根 (2)	1,306,064	1	1,306,064	0.745	1.312
大分 (1)	1,196,529	1	1,196,529	0.682	1.202
石川 (1)	1,169,788	1	1,169,788	0.667	1.175
山形 (1)	1,168,924	1	1,168,924	0.666	1.174
宮崎 (1)	1,135,233	1	1,135,233	0.647	1.140
富山 (1)	1,093,247	1	1,093,247	0.623	1.098
秋田 (1)	1,085,997	1	1,085,997	0.619	1.091
和歌山 (1)	1,002,198	1	1,002,198	0.571	1.006
香川 (1)	995,842	1	995,842	0.568	1.000
合計 (73)	128,057,352	73	改選議員一人当たり人口(全国)[B] 1,754,210		

※[B] = 総人口(128,057,352) ÷ 改選定数(73)

(注1)公職選挙法上の各選挙区の定数は「各選挙区の改選定数」欄にある数値を2倍した数となる。

(注2)各選挙区の改選定数の合計が現行の選挙区選出議員の改選定数と同様となるよう、較差の

是正の趣旨と現行定数を踏まえて所要の調整を行った。

参院選に係る定数訴訟の状況

1. 平成24年10月17日 参議院議員定数訴訟最高裁判決理由骨子

議員一人当たりの有権者数を比較した「一票の較差」が最大5倍だった平成22年参議院議員通常選挙は違憲であったとして、弁護士グループが選挙無効を求めた訴訟について、最高裁判所大法廷は、原告の請求を棄却する判決を言い渡した。その判決理由の骨子は次のとおりである。

平成22年7月11日施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていた。もっとも、上記選挙までの間に上記議員定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない、その規定が憲法に違反するに至っていたということはできない。

参議院議員選挙における投票価値の平等の要請や国政の運営における参議院の役割に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる上記の不平等状態を解消する必要がある。

2. 平成25年参議院議員通常選挙に対する定数訴訟に係る高裁判決

平成25年7月の参議院議員通常選挙後、複数の弁護士グループから、全都道府県選挙区について定数訴訟が提起され、全国14の高裁及び高裁支部において、同年11月から12月にかけて以下のとおり判決が示された。

判決日	高裁	対象選挙区	判決
11月28日	広島高裁岡山支部	岡山（2件）	違憲・無効
12月5日	広島高裁	広島、山口	違憲状態
	広島高裁	広島	違憲状態
12月6日	札幌高裁	北海道	違憲状態
12月16日	名古屋高裁金沢支部	富山、石川、福井	違憲状態
	高松高裁	徳島、香川、愛媛、高知	違憲状態
12月17日	福岡高裁那覇支部	沖縄	違憲状態
12月18日	名古屋高裁	岐阜、愛知、三重	違憲状態
	大阪高裁	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	違憲・事情判決
12月19日	福岡高裁	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分	違憲状態
12月20日	仙台高裁	青森、岩手、宮城、山形、福島	違憲状態
	東京高裁	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	違憲状態
	福岡高裁宮崎支部	宮崎、鹿児島	違憲状態
12月25日	東京高裁	東京・神奈川	違憲・事情判決
	広島高裁松江支部	鳥取、島根	違憲状態
12月26日	仙台高裁秋田支部	秋田	違憲状態

いずれの判決も、4増4減の改正後の定数配分規定により執行された平成25年の参議院議員通常選挙において、最大較差が1対4.77に至っていたことについて、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態（違憲状態）が生じていたとしている。

その上で、広島高裁岡山支部、大阪高裁、東京高裁（12月25日）は、本件選挙までの間に投票価値の平等に反する状態を是正しなかったことは国会の裁量権の限界を超えるとして、違憲判決とした。このうち大阪高裁及び東京高裁（12月25日）は、国会において投票価値の不平等の解消に向けた取組が引き続き行われていることなど諸般の事情を考慮し、本件選挙を無効とまではせず、選挙の違法を宣言するにとどめる、いわゆる「事情判決」とした。一方、広島高裁岡山支部は、本件選挙は無効とすべきとした。

なお、複数の判決において、仮に平成28年通常選挙までに抜本的な選挙区間の較差の是正が行われない場合には、定数配分規定は違憲であると判断され得る旨が言及されている。

3. 平成26年11月26日 参議院議員定数訴訟最高裁判決理由骨子

議員一人当たりの有権者数を比較した「一票の較差」が最大4.77倍だった平成25年参議院議員通常選挙は違憲であったとして、弁護士グループが選挙無効を求めた訴訟について、最高裁判所大法廷は、原告の請求を棄却する判決を言い渡した。その判決理由の骨子は次のとおりである。

平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下における選挙区間の投票価値の不均衡は、平成24年法律第94号による改正後も違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、上記選挙までの間に更に上記規定の改正がされなかつたことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいはず、上記規定が憲法に違反するに至っていたということはできない。

参議院議員の選挙制度における投票価値の平等の要請や国政の運営における参議院の役割等に照らせば、従来の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる上記の不平等状態が解消される必要があるというべきである。